

平成30年第2回

甲佐町議会 6月定例会会議録

平成30年6月8日～平成30年6月12日

熊本県甲佐町議会

平成30年第2回甲佐町議会（定例会）目次

○6月8日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	5
日程第6 承認第1号 専決処分の報告及び承認について	6
日程第7 承認第2号 専決処分の報告及び承認について	10
日程第8 承認第3号 専決処分の報告及び承認について	12
日程第9 承認第4号 専決処分の報告及び承認について	13
日程第10 承認第5号 専決処分の報告及び承認について	20
日程第11 承認第6号 専決処分の報告及び承認について	23
日程第12 報告第1号 平成29年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	25
日程第13 報告第2号 平成29年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	28
日程第14 報告第3号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	29
日程第15 報告第4号 平成29年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	30
散会	31

○6月11日（第2号）

応招議員	32
不応招議員	32
出席議員	32
欠席議員	32
本会議に職務のために出席した者の職氏名	32

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	32
開議	34
日程第1 一般質問	34
2番 佐野安春議員	34
4番 宮本修治議員	48
7番 宮川安明議員	61
3番 荒田 博議員	75
散会	82

○6月12日（第3号）

応招議員	83
不応招議員	83
出席議員	83
欠席議員	83
本会議に職務のために出席した者の職氏名	83
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	83
開議	85
日程第1 議案第29号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	85
日程第2 議案第30号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	89
日程第3 議案第31号 訴えの提起について	93
日程第4 議案第32号 町道の路線認定について	97
日程第5 議案第33号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）	101
日程第6 議案第34号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）	111
日程第7 発議第2号 甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	113
日程第8 議員派遣について	114
日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	115
日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	115
日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	115
閉会	116

6月8日（金曜日）

平成30年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 平成30年6月8日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 6月8日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 6月8日 午後0時03分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥名 克美	副 町 長 師富 省三
会計管理者 古閑 敦	総務課長 西坂 直
企画課長 一圓 秋男	地域振興課長 北畑 公孝
くらし安全推進室長 佐々木 善平	税務課長 井上 幸介
住民生活課長 本田 克典	総合保健福祉センター所長 井上 美穂
福祉課長 北野 太	農政課長 岡本 幹春
建設課長 志戸岡 弘	環境衛生課長 橋本 良一

会計課長	古閑 敦	町民センター所長	中林 健次
教育長	蔵田 勇治	学校教育課長	荒田 慎一
社会教育課長	吉岡 英二	農業委員会事務局長	岡本 幹春
選挙管理委員会書記長	西坂 直	代表監査委員	本田 進

1. 開会 6月8日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 福田 謙二 6番 西坂 和洋

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第7 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第8 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

日程第9 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

日程第10 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

日程第11 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

日程第12 報告第1号 平成29年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第13 報告第2号 平成29年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第14 報告第3号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第15 報告第4号 平成29年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） それでは、改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成30年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は議席に配付のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番、福田謙二議員、6番、西坂和洋議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮川安明君） おはようございます。それでは報告いたします。

さきの定例会において付託を受けておりました平成30年度第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告をいたします。

去る6月1日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日6月8日から12日までの5日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、人事案件、専決処分、報告案件について、9日及び10日は議案調査のために休会、11日は一般質問、12日は条例案件、訴えの提起、町道認定案件、平成30年度甲佐町一般会計補正予算及び介護保険特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議。

以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、報告といたします。

よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） 会期及び日程については、ただいまの宮川議会運営委員長の報告のとおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいま宮川委員長の報告のとおり、本日6月8日から12日までの5日間と決定いたしました。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、承認第1号から承認第6号までの専決処分の報告及び承認について、報告第1号から報告第4号までの報告案件、議案第29号及び議案第30号の条例案件、議案第31号、訴えの提起について、議案第32号、町道の認定について、議案第33号及び議案第34号の平成30年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、早速ではありますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、諮問案件が1件、承認案件6件、報告案件4件、条例の一部改正案件1件、条例の制定案件1件、訴えの提起案件1件、町道の認定案件1件、補正予算案件2件、以上の17件でございます。

諮問案件といたしましては、人権擁護委員候補者の推薦についてを、承認案件といたしましては、平成29年度一般会計補正予算（第8号）ほか5件の専決処分の報告及び承認についてを、報告案件といたしましては、平成29年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてほか3件をご提案をいたしております。

また、補正予算案件といたしましては、まず、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）において、主なものといたしましては、国の社会資本整備総合交付金事業の交付金が決定したことに伴い、土木費の子育て支援住宅建築費から1億5,386万円及び教育費の安津橋総合運動公園整備費から1億8,500万円をそれぞれ減額し、その他、民生費で乙女高齢者福祉センター新築工事に732万2,000円増額などを行い、総額で2億9,651万3,000円を減額補正し、補正後の総額を81億3,861万1,000円といたしております。

次に、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）におきましては、主なも

のとして介護保険システム改修事業で237万9,000円などを追加補正し、総額で288万4,000円を増額し、補正後の総額を15億2,322万円としております。

このほか、甲佐町消防団員の定員、任免、服務などに関する条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例案件、訴えの提起について及び町道の認定についてなどの案件もあわせて提案いたしております。

以上、今期定例会にご提案いたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長などに説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 諮問第1号についてご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、元村伴子。生年月日、■■■■■■日。平成30年6月8日提出、町長名です。

提案理由は、現委員であります豊永康法氏が平成30年9月30日で任期満了となるためでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長の推薦理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 人権擁護委員の候補者であります元村伴子氏におかれましては、長年、社会福祉法人豊徳会若草保育園の園長を務められ、また、熊本県立甲佐高等学校の学校評議員、甲佐町社会福祉協議会評議員などの要職を歴任されております。

その間、子どもたちの健やかな成長のために保護者や家族との連携を念頭に置き、児童福祉や学校づくりに努めてこられました。

このように幅広い知識と豊富な経験をお持ちであり、人権意識も高い上、人格識見ともに高く、人権擁護委員として求められる活発な活動が期待できる適任者として推薦をした次第であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、ただいま町長より詳しく、今までの経歴等説明がありましてですね、そういうことで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、適任と決定されることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本諮問については適任とすることに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年6月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成30年3月31日、町長名です。

記。1、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）です。

次の次のページをお願いいたします。1ページです。

平成29年度甲佐町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億6,587万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億7,040万9,000円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

平成30年3月31日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。まず、歳入です。

款2 地方譲与税に335万7,000円を追加し、5,935万8,000円といたしております。1の地方揮発油譲与税、2の自動車重量譲与税です。

款3 利子割交付金に63万2,000円を追加し、123万2,000円といたしております。1の利子割交付金です。

款4 配当割交付金に71万3,000円を追加し、171万3,000円といたしております。1の配当割交付金です。

款5 株式等譲渡所得割交付金に144万6,000円を追加し、244万6,000円といたしております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6 ゴルフ場利用税交付金に159万9,000円を追加し、1,159万9,000円といたしております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款7 地方消費税交付金に371万5,000円を追加し、1億9,371万5,000円といたしております。1の地方消費税交付金です。

款8 自動車取得税交付金に749万1,000円を追加し、1,449万1,000円といたしております。1の自動車取得税交付金です。

款10 地方交付税に1億3,316万円を追加し、23億9,300万7,000円といたしております。1の地方交付税です。

款11 交通安全対策特別交付金に20万8,000円を追加し、90万8,000円といたしております。1の交通安全対策特別交付金です。

款13 使用料及び手数料から9,000円を減額し、3,543万3,000円といたしております。1の使用料です。

款14 国庫支出金から7億4,358万1,000円を減額し、32億1,573万2,000円といたしております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款15 県支出金から1億4,461万8,000円を減額し、14億4,123万8,000円といたしております。2の県補助金です。

次のページをお願いいたします。

款16 財産収入に107万5,000円を追加し、863万9,000円といたしております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款17寄附金に2,354万4,000円を追加し、2,354万6,000円としております。1の寄附金です。

款18繰入金に9,980万5,000円を追加し、3億1,887万9,000円としております。1の基金繰入金です。

款20諸収入に1億779万円を追加し、1億4,597万7,000円としております。5の雑入です。

款21町債から4億6,220万円を減額し、21億4,134万2,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額121億3,628万2,000円から9億6,587万3,000円を減額し、111億7,040万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款2総務費に1,750万7,000円を追加し、24億9,852万8,000円としております。1の総務管理費です。

款3民生費から773万8,000円を減額し、19億8,119万4,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費です。

款4衛生費から2億5,171万8,000円を減額し、24億8,219万3,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費から款9の教育費までは、財源内訳の変更で、補正額はございません。

款10災害復旧費から7億2,392万4,000円を減額し、8億3,324万6,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から4のその他公共施設・公用施設災害復旧費までです。

次のページをお願いいたします。

歳出合計、補正前の額121億3,628万2,000円から9億6,587万3,000円を減額し、111億7,040万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。1、変更です。こちらにつきましては、起債の目的と補正額、それと補正後の限度額で説明をさせていただきます。

過疎対策事業から1,720万円を減額し、2億6,370万円としております。

公営住宅建設事業債から4,060万円を減額し、5億2,930万円としております。

災害復旧事業債から2億7,040万円を減額し、2億4,520万円としております。

災害対策債から1億2,830万円を減額し、9億1,800万円としております。

歳入欠かん債から570万円を減額し、30万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、ちょっと多いんですけども、全部についてをお願いいたします。質疑については、本予算全部についてをお願いいたします。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。13ページです。寄附金ですね。13ページの寄附金。ここに指定寄附金ってありますが、2,354万4,000円ですかね。この内訳をできたら教えてもらいたいと思いますけれども。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 指定寄附金の内訳ということで、そちらの指定寄附金につきましては、ふるさと甲佐応援基金、それとそれ以外のものがございますので、その二つの部分でご説明いたします。まず、ふるさと甲佐応援基金につきましては、件数で1,263件の1,653万5,000円です。それと、それ以外の寄附金が9件の700万9,000円になります。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

本田議員。

○11番（本田 新君） 4ページに、今回9億6,000万の減額補正の主なものに、清掃費と公共土木の災害復旧費があります。この主な内容を教えてもらえませんか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 衛生費の減額について説明させていただきます。

熊本地震によりまして損壊しました家屋の解体撤去に要した費用で、解体の費用とその解体した廃棄物の運搬の費用でございます。3月補正の後に正確な金額が出ましたので、専決で補正させていただいております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 公共土木施設災害復旧費の減額の7億2,392万4,000円についてご説明を申し上げます。

この減額につきましては、平成29年度の当初予算の策定段階では、まだ災害復旧費と工事費がですね、200件以上残っておりまして、工事費に直して約120億円以上の工事費がありました。その中で、平成29年度予算で行う工事と平成28年度で行う工事が、工事の進捗状況ですとか発注状況により不明確な部分が多分にありました。そのようなことで、平成29年度でも対応できるような予算措置を立てたために、結果としましては、28年度の予算で7億2,392万4,000円が、平成28年度の予算でできたということで、平成29年度の分を減額したということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに何か質疑ありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。13ページの一番上の段ですけど、財産収入というところですか。土地・建物売却収入94万9,000円、この具体的に、どういった物件を売却されたのか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） こちらのほうの土地・建物売却収入につきましては、法定

外公共物の里道もしくは水路について、用途廃止を行いまして、その払い下げを行っております。道路が1件、それと水路が1件になりまして、道路のほうは約24万8,000円、それと水路のほうは約70万1,000円というふうな内容でございます。

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということでございます。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 承認第1号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、ただいまの質疑でありましたとおり、9億6,000万の減額がされておりますけれども、事務的なことも含めてでありますので、何ら問題ないというふうに認め、承認をしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 承認第2号についてご説明申し上げます。

諮問第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年6月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成30年3月31日提出、町長名です。

記。1、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）です。

次の次のページをお願いいたします。1ページです。

平成29年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,109万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,164万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成30年3月31日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款4県支出金から943万円を減額し、8,801万2,000円としております。2の県補助金です。

款5療養給付費等交付金から166万6,000円を減額し、5,737万1,000円としております。

1の療養給付費等交付金です。

歳入合計、補正前の額20億4,274万5,000円から1,109万6,000円を減額し、20億3,164万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款2保険給付費から款6介護納付金までにつきましては、財源内訳変更を行って、0円としております。

款12予備費から1,109万6,000円を減額し、8,766万円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額20億4,274万5,000円から1,109万6,000円を減額し、20億3,164万9,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、平成29年度の普通調整交付金並びに療養給付費等交付金額の確定によりまして、減額交付されることに伴う減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。

何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんようでしたら、質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 9番。承認第2号、専決処分の報告及び承認につきましては、歳入の各交付金の確定等により、それが減額分につきましては、歳出の予備費で調整というようなことをございますので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年6月8日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。

専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成30年3月31日、町長名です。

記。1、平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）です。

次の次のページをお願いします。

平成29年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,812万3,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成30年3月31日、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款4支払基金交付金から124万8,000円を減額して、4億105万2,000円としております。
1の支払基金交付金です。

歳入合計、補正前の額15億8,937万1,000円から124万8,000円を減額して、15億8,812万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款4地域支援事業費は、財源内訳変更のため補正額は0円となっております。

款8予備費から124万8,000円を減額して、1,471万4,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額15億8,937万1,000円から124万8,000円を減額して、15億8,812万3,000円としております。

専決処分の理由につきましては、平成29年度地域支援事業支援交付金の変更申請に際し、多くの市町村から増額の変更申請があったことにより、支払基金からの増額申請に係る交付決定が当初の約7割程度となりまして、実質的に減額することが年度末になり判明したことにより、今回、専決処分したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についての質疑をお願いいたします。

何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。

ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、29年度の交付金の決定に伴う専決処分というふうに担当課長から説明ございましたので、何ら異議なく承認をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（井上幸介君） それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

平成30年6月8日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

専決処分書になります。

専第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成30年3月31日、町長名です。

記。1、甲佐町税条例等の一部を改正する条例。

専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正する必要があるため専決処分を行ったものでございます。

すみません、次のページをお願いします。

甲佐町税条例の一部を改正する条例。

甲佐町税条例の一部改正。

第1条、甲佐町税条例の一部を次のように改正する。

以下、第2条から第6条まで改正がございしますが、改正内容につきましては、別に添付しております資料1で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料1により説明させていただきます。

平成30年度地方税法等の一部改正に伴う町税条例の改正要旨。

まず、個人住民税の改正でございます。個人住民税につきましては、1番から8番まで主な改正がございしますが、いずれも平成33年1月1日施行ということでございます。平成32年の所得、33年の確定申告から適用される部分でございます。

まず1番、給与所得控除等から基礎控除へ振り替える改正でございます。

給与所得控除及び公的年金等控除引き下げとともに、基礎控除を同額引き上げる改正がなされております。給与所得控除、公的年金等控除と申しますのは、給与の収入から一定の額を必要経費とみなして控除する制度のことでございますけれども、これが一律10万円下がるということになっております。つまり、所得がその分10万円上がるということにな

ります。ただ、その分、基礎控除につきまして、それを10万円引き上げることによって、負担増がないようにした改正でございます。

この改正によりまして、給与、公的年金以外の営業、農業、不動産、フリーランスの方々にとっては有利になる改正というふうになっております。

2番です。給与所得控除の改正。

給与所得控除が上限となる給与収入を、1,000万円から850万円に引き下げるものです。さらに、控除の上限額を220万円から195万円に引き下げも行われております。

ただ、書いてありますとおり、22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族が同一生計内にいる者は適用除外ということで、これらの方に関しましては別の計算になるということになっております。これにより、給与の収入が850万円を超える方については、所得が増加するというようになっております。

続きまして3番、公的年金等控除の改正です。

公的年金等につきましては、国民年金、厚生年金等の年金でございます。公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限を設定する改正がなされております。控除の上限額も195万5,000円ということで設定されております。

今まで、公的年金につきましては、控除額の上限がございませんでした。例えば、65歳以上の方が受け取られる年金が770万円以上の場合、その770万円に95%を掛けて、それから一定額を引くということになっておりましたが、今回、最大で195万5,000円まで引けないということで、上限額が定められております。

さらに、公的年金等以外の収入ですね、が1,000万円を超える方については、さらに10万円の減額、2,000万円を超える方については、さらに20万円の減額がなされることとなっております。

それと、次が4番です。基礎控除の改正。

これにつきましては、1番でご説明申し上げましたとおり、基礎控除が一律10万円引き上げられることとなっております。所得税においては、38万円が48万円。住民税については、33万円が43万円に引き上げることとなっておりますけれども、今までは、全ての方について、この基礎控除というのが適用されておりましたが、今回の改正によりまして、所得の要件が追加されております。

まず1番のところですが、前年の合計所得金額が2,400万円以下の納税義務者、この方については、満額43万円が基礎控除から引かれるということになります。

ただし、この下、2番から4番が段階的に下がっておりまして、2,400万円超2,450万円以下の方については基礎控除が29万円、2,450万円超2,500万円以下の方については15万円、2,500万円を超える方については、基礎控除が受けられないという改正になっております。

続きまして5番です。同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の改正。

同一生計配偶者控除、現行の配偶者控除でございますが、及び扶養控除の対象となる所得の要件が38万円から10万円上げて、48万円ということで改正がなされております。これは、給与所得控除の改正によりまして、所得が一律、給与所得者の方については10万円増

えるというところで、不利益をそこで生じさせないような改正がなされております。

続きまして、6番の改正です。個人住民税の非課税となる合計所得金額要件の改正です。非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び男性のほうの寡夫の合計所得金額の要件を、現行の125万円以下から135万円以下に改正がなされております。

これも同様に給与所得控除、公的年金控除の改正によるもので改正がなされております。続いて7番です。配偶者特別控除の改正。

これにつきましても、配偶者の前年の合計所得金額の要件を48万円超135万円以下、現行は38万円超123万円以下ということにしておりますので、それから10万円引き上げる改正です。これも改正内容としては同じでございます。

すみません、次のページをお願いします。

8番、均等割、所得割の非課税限度額の改正。

これにつきましても、企業所得控除、公的年金所得控除の改正に伴って、この改正前、改正後を見ていただきますとわかるとおり、10万円というのがここで新たにプラスされております。ここで改正前と同じような基準での非課税の判定ができることとなっております。

以上が個人住民税の改正になります。

続きまして、法人住民税の改正です。

9番、大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化。これは平成32年4月1日施行でございます。

資本金1億円超の内国法人等、いわゆる大法人が提出する納税申告書及び添付書類について、紙ベースでの提出を廃止し、全て電子申告で行うことを義務化する改正がされております。これにつきましては、資本金1億円超の法人が対象でございますが、地方公共団体もこれについて適用がされますので、地方公共団体の場合は消費税の申告が平成32年4月1日から全て電子に義務化されるという改正がされております。

続きまして、固定資産税の改正です。

10番、評価替えに伴う負担調整措置の3年間延長。これにつきましては、30年4月1日施行でございます。

土地価格の高騰による急激な税負担を緩和するため、土地の負担調整措置を次の評価替えまでの間、3年間延長する措置がとられております。

続きまして11番、わがまち特例の導入に伴う改正というところでございます。

まず、わがまち特例といいますのは、地方税法上に定められた一定の範囲内において、市町村の条例により割合を定めることができる特例のことでございます。

まず、地方税法参酌基準どおりの改正というふうに書いておりますのが、地方税法上定められた負担軽減の率、これをそのまま適用したものでございます。

まず、津波防災地域づくりに関する法律関係。これについては、町にはございます適用はございませんけれども、地方税法どおりの軽減率を適用させていただいております。

続きまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法関係。

これにつきましては、平成32年3月31日までの取得分ということになりますけれども、特定水力発電設備については3分の2、特定地熱発電設備は3分の2、特定バイオマス発電設備は3分の2、特定太陽光発電設備は4分の3、特定風力発電設備は4分の3と、おのおの軽減の率を地方税法どおりに適用させていただいております。

その下でございますけれども、甲佐町で定めた割合による改正ということで書いております。

これが中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から、平成33年3月31日までの間に、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備に該当する一定の機械装置等について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分はその価格を0とする改正でございます。これは地方税法上、0から2分の1の範囲でということを書いてありますけれども、ここについては、0ということで改正を行っております。この税率、税を0とすることによって、事業者が申請されます中小企業庁の関連補助金について、中小企業庁のほうが優先的に採択されるということになっておりますので、本町それと郡内全て0ということで改正を行っております。

次のページをお願いいたします。

12番、課税標準の特例措置の適用延長期限の延長。平成30年4月1日施行でございます。

これにつきましては、住宅関係の新築住宅の軽減、認定長期優良住宅、耐震改修住宅、省エネ改修住宅の軽減についてが、2年間延長されるということになった改正でございます。

そして、次が市町村たばこ税です。

今回の地方税法改正の中で一番大きな部分を占めるのが、このたばこ税の改正でございます。

まず、たばこ税につきましては、2種類の方法による改正になっております。

まず、通常の紙巻きたばこ、通常のたばこについての改正でございますが、今年の10月1日から3カ年、3段階にわたって改正が行われます。まず、今年の10月1日に国、県、市町村合わせて1本あたり1円の増額がなされます。そして、来年につきましては、消費税の増額がございますので、1年間据え置きと。そして、32年10月1日に、さらに1本あたり1円。そして、33年10月1日に1本あたり1円ということで増額がされます。これに伴いまして、1本あたり3円、つまり1箱当たり20本入りで60円の増税ということになります。

そして、その下に書いてあります加熱式たばこ。近年、急速に普及しておりますアイコス、グロー、プルーム・テック等の加熱式タバコでありますけれども、現行の課税制度としましては、パイプたばこに分類されるため、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算ということで計算されております。そのため、たばこ税の税額が非常に低いというところとなっております。

これを、今年の10月1日から5年間で徐々に、段階的に上げていくというのが今回の改正でございます。

改正の内容といたしましては、まず①のところ、加熱式たばこの重量、フィルター等を除いた重量、0.4グラムをもって紙巻きたばこの0.5本に換算する。それと②番、加熱式たばこの小売価格、それを紙巻きたばこ1本の金額に相当する額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算ということで、半分を重量、半分を小売価格で換算をして、それを足した部分が今度の改正税率になります。

下の表にありますとおり、まず、今年10月1日には、現行のパイプたばこの計算のほうで0.8、そして新しい基準で0.2、それを5カ年に分けまして、0.6、0.4、0.4、0.6、0.2、0.8、そして、平成34年10月1日には、新しい換算本数に全て移行されるという計算になっております。

これにつきましては、税额的にどのくらい上がるかというシミュレーションがかなり難しくございます。ただ、各方面で言われておりますのが、5年後の完全移行の段階で、紙巻きたばこの7割から9割近い税率まで引き上げるといふこととされているところです。

最後になりますけれども、10のその他です。

地方税法及び政省令の改正に伴い、字句、引用条項等を全般にわたり改正をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） 今、説明が終わりました。

これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 非常に長い説明であれだったんですけど、たばこのところで、結局、30年のあれで、7割から9割に、難しいでしょうけど。ということは、甲佐町も今、どれだけ、わからんとでしよう、今、加熱式たばこがどれくらい吸われているとか。だから、どのようになるのかなど。大体、予想でいいですよ、どうなるっていう。その辺はどうかね。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井上幸介君） 5年後、加熱式たばこの状況でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、現行では、たばこの申告書といいますのが、たばこの葉の重量で来ますので、加熱式、紙巻きたばこの区分というのがありません。で、わからない状況でありますけれども、今年の3月の補正予算でも出しましたとおり、1,000万円以上がかなり加熱式の影響だろうと思われる部分で下がっております。

試算というのはなかなか難しゅうございますけれども、紙巻きたばこの上昇率、それと加熱式たばこで、これも信憑性がない数値かもしれませんが、試算したところ、本町、町のたばこ税につきまして、約2,000万程度ぐらいは上がるんじゃないだろうかというふうに期待はしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 参考までにすみません。もう一つ。

この説明資料の4番の基礎控除の改正というところで、国が改正しているんだからどうこうは言いませんけど、所得金額2,500万円超えの納税者は0円というようなことになっていますけど、国はどういう考えでされているのか、おわかりになったら、その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井上幸介君） 基礎控除の改正についてお答えいたします。

基本的に、基礎控除の改正につきましては、もともとの所得税自体の改正というのが大もとにございます。

国の考えとしましては、所得税自体が減少傾向にあるということで、所得税の伸びを、伸ばしをしたいというところが大もとにある部分と思われまます。

それと、基礎控除の改正ではございませんけれども、今回、給与所得控除等の改正で、給与から引く経費の部分が少なくなるということでなっております。これにつきましても、日本は欧米諸国に比べて、給与から引く必要経費の額が若干高いというところで、全て所得税の増収を目的としたところで、今回の改正がなされているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 承認第4号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、地方税法等の改正による本町の条例の改正であるというふうに認め、承認いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部のほうから訂正の申し出がありました。これを許します。

税務課長。

○税務課長（井上幸介君） すみません、先ほど説明しました税条例等の一部改正についてで使いました資料1でございますけれども、その一番下、7番のところでございます。

配偶者特別控除の改正というのがございまして、ここで1行目の「48万円超135万円以下」と書いておりますが、すみません、135万円、ここの数字が133万円の誤りでございます。すみません。おわびして訂正いたします。

日程第10 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） それでは、引き続き、日程第10、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 承認第5号についてご説明申し上げます。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年6月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成30年3月31日、町長名です。

記。1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

専決処分の理由としましては、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、原則として平成30年4月1日から施行されること、また、平成30年4月1日から持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正の内容につきましては、添付しております資料で説明させてもらってもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、一番最後につけております資料のほうをお願いいたします。

平成30年度地方税法等の一部改正に伴う国保税条例の改正要旨についてご説明いたします。

1、課税区分の明確化に伴う改正です。

今まで基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額につきましては、まとめて条文化していたものにつきまして、これを第2条におきまして、各号で区分して、それぞれの課税区分を明確化したという改正でございます。

2です。基礎課税額に係る課税限度額の引き上げに伴う改正です。

これは高所得者層の負担が増えることになるということになります。医療給付費課税分につきましては、これまで54万円だったのが58万円に引き上げられます。なお、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分につきましては、改正されておられません。

3、低所得者に係る減額措置の拡充に伴う改正です。

中低所得者の5割軽減及び2割軽減について減額措置の拡充を図るということで、軽減枠が広がることになります。

5割軽減の対象となる世帯につきましては、これまでベースになります33万円に、被保険者数と特定同一世帯所得者数に27万円を掛けておりましたが、27万5,000円に拡充されております。2割軽減の対象となる世帯につきましても、同じく49万円を掛けておりましたが、50万円に拡充されております。

4、算定方式及び税率の改正でございます。

この上の表がこれまでの甲佐町の算定方式税率、下が改正後です。

比較しますと、これまでは所得割、資産割、均等割、平等割の4方式での課税でしたが、改正後は医療分、後期高齢者支援分は資産割がなくなりまして3方式となりますし、介護分は資産割、平等割がなくなりまして2方式となります。

改正後の表の率、金額の前の矢印が上になっているのが、これまでと比較して上がっている分、下向きになっているのが下がる分でございます。

なお、表の下にありますが、特定世帯、特定継続世帯につきましては、改正後の税率で算定いたします。

なお、この条例は平成30年度分の国保税から適用いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。今、説明が行われたですね、資料についてお尋ねをいたします。

基礎課税額に係る課税限度額の引き上げに伴う改正ということで、高所得層の負担増ということですが、これはどれぐらいの所得で、対象になる世帯といたしますか、どれぐらいあるのか教えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

この現行の58万円に54万円から上がるということでございますので、この58万円を医療費分の所得割額8%、割る8%で割り戻しますと、所得で725万円ということになります。それに均等割、平等割等での税額がございますので、約700万円程度が対象になるのかというふうに考えております。

それと、その該当世帯というのがどのくらいあるのかということでございますが、今ちょっとですね、そこについてまだ課税の、30年課税をまだする前の段階ですので、はっきりとした数字はお答えすることができませんけれども、平成29年度で、当初課税分で限度額に達せられている世帯が38世帯ということで、それより若干数、多くなるようなことで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 同じく、説明資料の中ですね、低所得者に係る減額措置の拡充に伴う改正のところで、5割軽減と2割軽減がありますが、対象になる世帯数とか教えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井上幸介君） お答えいたします。

2割軽減、5割軽減の額が拡充されたということでございます。

これにつきましても、まだ課税の段階ということでございますけれども、ただ、平成29、平成28年については、地震による減免等がかなりございまして、所得がかなり低くなっているケースがございましたので、27年、地震発生前の状況でご説明させていただきます。

平成28年の5割軽減の世帯数でございますけれども、288世帯。そして、2割軽減の世帯が242世帯ということになっております。それでまだ、金額自体がちょっと引き上げられますので、これにつきましても、若干増加するものと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 承認第5号、専決処分の報告及び承認については、一つ、低所得者に係る減額措置の拡充については評価できるものでありますが、基礎課税額に係る課税限度額54万を58万に引き上げることについては、反対であります。

理由として、国保はその加入者の多くが低所得者で占められ、また、年金生活者である高齢者層が多数を占める構成になっており、国からの財政的支援の拡充がなければ制度自体、維持に困難性があるものと考えます。

そうした中で、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げることは、限界を超える負担増

と言えます。

したがって、地方税法等の一部改正に伴う国保税条例の改正については反対であります。
以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 承認第5号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、国保会計の持続可能な医療制度を構築するために、高所得者と本当に言えるかどうかわからんけれども、そんな方に50万から58万円と負担を増えてしていただいて、5割軽減者または2割軽減者のほうを下げると。これは非常に持続可能なことではないかなと、よく考えられたことをされたなというふうな思いがあります。

何より地方自治法の改正による本町の条例、改正でありますので、の専決処分でありま
すので、本案を承認をしたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 賛成者、起立多数によって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 承認第6号についてご説明申し上げます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の
規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年6月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第6号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成30年3月31日、町長名です。

記。1、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

専決処分の理由としましては、平成30年4月1日から、持続可能な医療保険制度を構築
するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例を改

正する必要が生じたため専決処分を行ったものです。

次のページをお願いします。

甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

目次中、「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「甲佐町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章、甲佐町が行う国民健康保険の事務。

第1条、（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章、甲佐町の国民健康保険事業の運営に関する協議会。

第2条、（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「甲佐町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附則。この条例は平成30年4月1日から施行する。

この改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されまして、国民健康保険の条例のもととなっております国民健康保険施行令が改正されたための改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。承認第6号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますけれども、ただいま担当課長から説明があったとおり、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律によって、一部、本町も条例を一部改正したということでございますので、承認に関しましては、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第12 報告第1号 平成29年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第12、報告第1号「平成29年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号、平成29年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第150条第3項で準用する第146条第2項の規定により下記のとおり報告をするものでございます。

記。平成29年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書。

表につきましては、款、項、事業名、それと翌年度繰越額で説明をさせていただきます。

款3 民生費、項3 災害救助費、住宅応急修繕事業1,000万5,000円です。

款5 農林水産業費、項1 農業費、災害復旧緊急対策経営体育成支援事業3億1,763万9,000円です。

款7 土木費、項4 住宅費、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業8,827万7,000円です。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業2,906万3,000円です。同じく、林業施設災害復旧事業3,689万3,000円です。項2 公共土木施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業5億7,584万7,000円です。

合計で、翌年度繰越額が10億5,772万4,000円であります。

今回の報告につきましては、平成28年度から29年度へ繰り越しいたしました25事業のうち、どうしても平成29年度中に実施できなかつた6事業、約10億円につきまして、平成30年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

平成30年6月8日提出、町長名です。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 報告第1号でありますけれども、ここで10億近く事故繰越、繰り越しをされると、第1号で。第2号で見ますと、28億、29億近くのがまた次のところで報告されておりますけれども、これらの事業について、執行部から今後の事業の見通しあたりはどのように考えておられるのか、その点をお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 報告第1号の事故繰越につきましては、平成28年熊本地震、それと豪雨災害に伴います事業が全てでございまして、次の報告第2号につきましては、地震分、それと通常分がございまして、

事故繰越につきましては、繰り越しをできる最後の年ということでございまして、当然、平成30年度中に全部の事業について実施をするということでございまして、

それと次の繰越明許費につきましても、当然、平成30年度中に全ての事業を終わらせるという目標で執行部のほうは考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） よろしゅうございますか。

ほかに質疑ありませんか。

宮川議員。

○議会運営委員長（宮川安明君） 一つだけ聞かせてください。

農林水産業費の経営体育成事業のことですけれども、私もこれで小屋をつくったんですけど、何ちゅうかな、最初の説明と今の段階になって、ちょっと話が違うんじゃないかというようなことで、補助金の返納ちゅうかな、そういうことに至る例というのはないんですかね。

というのが、質問の仕方が悪いかもしれんけど、いろいろ金額的な問題とか、いろいろ今までトラブル的なやつがあったと思うんですけれども、なぜそうなったのかなという思いがあるもんだから。難しいですかね。そういうあった事例とか、今こういうことがこうなんですよというところあったら、課長の考えで結構ですから、ちょっとお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 災害復旧緊急対策における経営体育成支援事業の事業の進め方と申しますか、内容についてということでお答えしたいと思います。

まず、補助金の返納というご質問がありましたが、補助金の返納については、現時点で発生はいたしておりません。ただ、今、相談を受けておりますのが、畜舎の修理をされた方が、世帯主の方がお亡くなりになられた関係で、畜産経営を継続することが非常に難しいと。で、牛についてはもう処分をしたいということで相談がっております。

県のほうともいろいろ、補助金返還にならないようにできないかということで打ち合わせを行ったんですが、畜舎、建物ですので、農機具格納庫で、畜産業はやめられるんですが、農業は続けられますので、農機具格納庫、倉庫として使うんで、使ったら補助金返還しなくていいのではないかと申します。で、県のほうと打ち合わせをしておりますが、特定の個人名はまだ出しておりませんが、そういう場合でも、もともとの補助金の趣旨として、畜舎の修理を行ったのであるから、そこで畜産を営まないということであれば、補助金返還の対象になりますということで説明を受けております。

で、該当する家族の方には、その旨説明はしているところですが、補助金は返還しても、仕方ないですということで、そこの世帯からは承諾といいますか、内諾、説明した上で、納得はしていただいているというところでございます。

それと、トラブルはなかったかということですが、この制度自体が走りながら国のほうからも、あれはだめ、これはだめと、いろいろ追加注文があったというようなことで、最初、9割補助しますよと、すぐにでも被災された方はそれで復旧をしてくださいというような大きな話でございました。で、事業を進める中で、災害、災害復旧ですので当然と言えば当然なんですけど、もともとあった小屋に、一番ひっかかっているのがシャッターでございます。もともとあった小屋にシャッターがあれば、それは再建されるのにシャッターつけてもいいんですが、もともとの小屋にシャッターがなかったところについては、対象となりませんよと。電動であれば、もう絶対だめですよ。というようなことで、なかなかそういう小さい、当初の町から農家の方へ説明したときにも、そこら辺、まだわからない時点で説明会等を行っております。

で、見積書等が出てきたときに、該当する方には、ここは補助対象になりませんというなことで担当職員が説明を行っているんですが、なかなか災害復旧をされる農家の方と意思疎通がうまくいかずに、中には納得して、そこはもう自己負担ですのから、シャッターはつけますよと。シャッターが出るつもりでつくったよというようなお話もあっております。

着工前に、できるだけ、できるだけといいますか、着工前に見積書のほうのチェックをして、該当するような方については、ここのシャッター分については補助対象になりませんということでご説明をしておりますが、そういう中で、最初そぎゃんこと言わなかったでしょうと、見積もり持ってきたとき何も言わなかったじゃないですかというようなお話はあっているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○議会運営委員長（宮川安明君） 今、課長が答弁されたようにですね、非常に国のほうが9割ということで、ぼんところ、皆さんですね、申し込みされたという中で、課長も感じておられるけども、初期の段階での説明と今、食い違いが出ているというようなことは仕方ないことじゃないかというふうに思います。

ただ、少なくとも私が感じていたのは、木造でつくられる場合は、坪単価を早く、大体、上限は何ぼですよと、鉄骨でつくられるんだったら何ぼですよというのを早目に出してやるべきだったかなというような思いがありますし、また、今の畜舎の問題でも、これをやればあと30年かな、何年かはちゃんと畜舎として継続しなくちゃいけませんよという説明も少し足らなかったんじゃないかなということを今感じているものですから質問いたしました。いろいろ問題は出てくると思いますけど、一つ一つ丁寧に答えてやって、補助金返還というようなことがないようにですね、努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第1号「平成29年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」終わります。

日程第13 報告第2号 平成29年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第13、報告第2号「平成29年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号、平成29年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により下記のとおり報告するものでございます。記。平成29年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書。

以下の表につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額で説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、防犯灯設置事業3,000万円。同じく、災害公営住宅建設事業12億6,809万1,000円。項3戸籍住民登録費、戸籍附表関係システム改修委託事業64万8,000円。

款3民生費、項1社会福祉費、乙女高齢者福祉センター設置事業810万1,000円。項3災害救助費、住宅応急修繕事業1,960万1,000円。

款4衛生費、項2清掃費、災害廃棄物処理事業8,782万7,000円。

款5農林水産業費、項1農業費、産地パワーアップ事業1,396万5,000円。暗渠排水整備事業2,620万円。災害復旧緊急対策経営体育成支援事業5,990万2,000円。

款7土木費、項2道路橋りょう費、道路維持事業4,082万6,000円。道路新設改良事業1億6,698万5,000円。項4住宅費、住宅耐震改修事業34万5,000円。

次のページをお願いいたします。

子育て支援住宅整備事業7,947万5,000円。町営住宅整備事業1億3,115万1,000円。宅地耐震化推進事業1億4,630万7,000円。被災宅地支援事業1,798万9,000円。私道復旧事業25万6,000円。

款8消防費、項1消防費、防火水槽整備事業3,015万6,000円、防災公園整備事業8,600万円。

款9教育費、項4社会教育費、自治公民館改修等事業991万3,000円。項5保健体育費、安津橋総合運動公園整備事業5,816万1,000円。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業2億4,658万3,000円、林業施設災害復旧事業8,274万1,000円。項2公共土木施設災害復旧事業、公共

土木施設災害復旧事業 2億4,813万3,000円。項3 文教施設災害復旧費、宮内地区社会教育センター復旧事業417万1,000円。

次のページをお願いいたします。

項5 その他公共施設・公用施設災害復旧費、グリーンセンター集会施設解体事業1,000万円。

合計です。翌年度へ繰り越しする額、28億7,352万7,000円です。

今回の報告は、平成29年度中にどうしても実施できなかった26事業、約29億円につきまして、平成30年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

平成30年6月8日提出、町長名です。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第2号「平成29年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」終わります。

日程第14 報告第3号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第14、報告第3号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により下記のとおり報告をいたします。

記。平成29年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書。

款4 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費、事業名、地域包括ケアシステム法改正対応事業、翌年度繰越額42万8,000円です。

平成30年6月8日提出、町長名でございます。

本事業予算につきましては、介護保険法改正に伴う甲佐町地域包括支援センターが使用するコンピューターシステムの改修費でございます。平成29年度では事業執行できず、本年度に事業を行うということで繰り越しをさせていただいております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第3号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第15 報告第4号 平成29年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第15、報告第4号「平成29年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 報告第4号についてご説明申し上げます。

報告第4号、平成29年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により下記のとおり報告いたします。

記。平成29年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

以下の表につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げさせていただきます。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、県道今吉野甲佐線送配水管布設工事（1工区）2,299万円。同じく県道今吉野甲佐線送配水管布設工事（2工区）3,625万円。同じく田口橋仮設配水管布設工事700万円。

合計の翌年度繰越額が6,624万円です。

平成30年6月8日提出、町長名でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

○議会運営委員長（宮川安明君） すみません、教えてください。この今吉野甲佐線の配水管、1区と2区とありますが、場所を具体的に。どこのことですかね。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） お答えいたします。

1工区が新設しました世持配水場という銀色のところから、麻生原の入り口のところまでになりまして、2工区が、そこから船津のほうに向かってきまして、迫地区と山口地区の間の5差路がございますけども、そここのところまででございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

宮川議員。

○議会運営委員長（宮川安明君） 麻生原と船津のほうに延ばされているということだ

けど、あそこは麻生原簡易水道か、船津は違うのかな、上水道。麻生原については、将来的には、そいじゃあ、上水道になっても支障がないようにということで、そういうふうな考えでやられとるわけですね。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 麻生原につきましては、現在、簡易水道組合として自主運営をされておりますが、区長さんや水道を管理されている方には、是非将来的に上水道に切りかえていただきたい、検討をお願いしますということをお伝えしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第4号「平成29年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。明日9日と10日は、議案調査のため休会、11日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後0時03分

6月11日（月曜日）

平成30年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成30年6月8日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 6月11日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 6月11日 午後2時30分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 古閑敦	総務課長 西坂直
企画課長 一圓秋男	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 井上幸介
住民生活課長 本田克典	総合保健福祉センター所長 井上美穂
福祉課長 北野太	農政課長 岡本幹春
建設課長 志戸岡弘	環境衛生課長 橋本良一

会 計 課 長	古 閑 敦	町民センター所長	中 林 健 次
教 育 長	蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一
社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直	代 表 監 査 委 員	本 田 進

1. 開会 6月11日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は4名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間を、答弁を含めおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 改めましておはようございます。2番、佐野です。一般質問通告書に従いまして質問を行います。

今回の質問項目は、一つ、熊本地震被災者支援について、二つ目、学校司書の増員についてであります。

まず、熊本地震被災者支援についてであります。

第1に、災害公営住宅家賃の減免についてはどうなるかでの質問を行います。

甲佐町においては、甲佐地区、乙女地区、白旗地区の3カ所において災害公営住宅の建設が進められています。既に入居申請が済み、建設完成後に被災者の皆さんは災害公営住宅に入居されることとなります。被災者の皆さんにとって、自立再建がならず残念なお気持ちもあられるとは思いますが、災害公営住宅は救いでもあると思います。

その皆さんの心配は家賃であります。これまで地震発生前は自宅に住んでおられたわけですので、家賃はありませんでした。仮設住宅も家賃はありませんでした。これからは家賃の支払いがありますが、白旗仮設住宅にお住まいの方に聞いてみました。お一人の方は月に3万円台の年金収入でした。もう一人の方は6万円の年金収入でした。国民年金だけであれば、月額6万円台が最も多いそうです。災害公営住宅入居を予定されている多くの皆さんが心配をされている家賃についてはどうなっていますでしょうか。また、減免の制度についてはどうなっていますか、質問いたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、災害公営住宅の家賃の減免についてはどうな

っているかということで、お答えいたします。

先日、県のほうにおいて、災害公営住宅の関係市町村を集めての会議が開催され、その中で、家賃減免についての各自治体の取り扱いや考えについての意見聴取がありました。その中でも、今回の災害公営住宅では、熊本地震に限っての家賃減免制度の実施を検討されている自治体は今のところなく、県内で統一できれば実施したいという意見が一つの自治体でありました。ほとんどの自治体では、既存の住宅条例等において低所得者への減免規定があることから、まずは従来の減免制度の中で運用を図り、対応していきたいとの意見が大半でありました。本町でも、現在管理している町営住宅についても、この制度を活用いたしまして、該当する世帯には減免申請ができることを促して申請をしていただき、減免の実施を行っております。

減免制度の内容につきましては、収入月額が生活保護法基準額以下の世帯については、減免申請をしていただき、家賃減免を行っております。内容につきましては、佐野議員さんの一般質問の資料のほうにも記載しておりますが、収入月額が生活保護法基準額の50%以下の場合、家賃減免が50%減免いたします。50%を超え75%以下の場合が30%を減免、75%を超え100%以下の場合が20%を減免して、3段階の減免をとっております。

今回の災害公営住宅についても、同様に家賃減免を行う予定であります。減免申請につきましては、収入報告書を提出していただきますので、該当すると思われる世帯には、減免申請書を送付してお知らせすることとしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 減免についてはですね、生活保護基準額の以下の世帯に対して該当するというお話だったと思いますが、東日本大震災被災自治体ですね、減免措置については、例えば岩手県大船渡市の場合には、減免対象が世帯人員一人の場合、総収入額は147万8,001円以下となっております。減免期間は、災害公営住宅設置後10年間というふうになっております。その10年間の中で、5年間は100%、5年を超えた場合には幾らかずつ少なくなっていくという形をとられております。減額率については、世帯人員総収入額が65万1円未満、お一人の場合は90%、85万7,001円未満の場合は70%ということで、減免については、被災者ということで支援制度が設けられているというふうに思います。

他の自治体においても、宮城県石巻市では、今年2月、入居10年目までは家賃を据え置き、11年から20年目に減額幅を縮小し、収入超過世帯、入居世帯の8%についても、据え置き期間を8年に延長する負担軽減策を決めております。

このことは、国において東日本大震災特別家賃低減事業という要綱をつくり支援をしていることにあります。熊本地震においては、このような支援制度はありません。特措法ができず、支援の幅が狭く、大きくないと思います。財政面の負担も、甲佐町では財政調整基金を大きく取り崩したり、借金をしたりしてしのいでいるところだと思います。やはり、今の段階においても、国に対してもっと支援を要請する必要があると私は思います。また、困っている町民のために家賃減免制度をつくられたらどうかというふうにも

思います。

町長はどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 被災者の方々に対する支援制度、よく東日本大震災と今回の熊本地震との比較をよくされますけれども、議員おっしゃるとおりですね、この災害公営住宅の減免の制度については、東日本大震災の場合は、国のほうが特別に家賃低減事業についての制度要綱が定められまして、減免が行われているような状況であります。今回の熊本地震については、現在のところ、そういった制度を創設するには至っていないというようなことは、もうただいま議員ご指摘のとおりかというふうに思います。

それで、仮に新たに災害公営住宅のみを対象とした独自の減免制度を創設しようとした場合におきましても、やはり対象者、それから減免の期間、予算規模や財源、そのほかの被災者との公平性、それと独自の制度としなければならない、そういった根拠など、十分な検討が必要だろうと思います。それと、現在町営住宅に入居されている方々もおられますので、その方々との公平性といいますか、その辺も当然これは考えなくちゃならない問題かと思われま。

それと、仮に町単独ということの話もあったかもしれませんが、やはり、こういう制度等については、やはり他の自治体との均衡といいますか、ある程度足並みをそろえたようなことで進めていかないと、なかなか後の公平性といいますか、その自治体の住民の方々それぞれに対する違いが出てきた場合には、非常に問題だろうと思いますし、混乱を来す可能性も考えられないこともないというふうにも思います。

そこで、現在のところ、甲佐町といたしましては、先ほど建設課長が答弁いたしましたように、既存の減免措置、生活保護法の基準額以下の世帯に対しては、その収入に応じまして5割減免から3割、2割と、そういう段階的な減免を今やっております。

今回の災害公営住宅にも、その分についてはですね、適用させるということになっておりますので、試算してみますと、この制度によりまして、災害公営住宅の入居世帯の約8割の世帯が家賃の減免に相当するというような数字も出ておりますので、現在のところ、そういった既存の制度を生かしながら対応していきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） わかりました。町においてもですね、復旧・復興の途上にあります。被災者を救う手だてはですね、大きなことから小さなことと思われるものまで、まだ多くあると思います。

私は、被災地甲佐からですね、大いに発信する必要性もあると思います。災害公営住宅入居予定の町民の皆さんが、希望を持って安心して住み続けることができるように、家賃についても、やはり国からの支援を求めて、被災自治体で共同して国に対して減免をですね、制度として要望されたいかがというふうに思います。私の希望であります、できるならば奥名町長がですね、リーダーシップをとられたらいいかと思いますが、町長、い

かがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 県の町村会には町村会の会長さんもおられますし、また上益城郡においても、震災の後ですね、いろんな制度の創設とかも、上益城郡のほうから発案をしてなった制度というの、基金の活用のメニューの中に加えていただいたりとか、そういったこともあります。誰がどうこうということではなくて、いろんなそういう支援制度等に関しては、まずは郡内の町村会の中で協議をして進めていくとようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問項目で、災害公営住宅入居条件のペット飼育は認めてはどうかということです。

西日本新聞の今年の1月4日の記事ですが、「ペット可否に自治体で差」とありました。仮設住宅では全自治体がペット飼育を認めておりましたが、恒久的な住まいとなる災害公営住宅は、飼育を禁じた一般の公営住宅との整合性がとれないと、ペット不可にする自治体があるためと報じられています。西日本新聞の調査では、条件つきペットを認めるのは、益城町、美里町、大津町の3町です。一方で、熊本市、阿蘇市、甲佐町はペット不可です。御船町や西原村など6市町村は、この時点では未定となっております。

甲佐町の仮設住宅で暮らすペットを飼っている女性は、災害公営住宅を希望していますが、甲佐町は飼育を認めない方針です。「地震後、家族の恐怖や不安は、この子、ペットのことです、のおかげで笑顔に変わった、離れることはできない」と訴えています。白旗仮設住宅に暮らすある方は「仮設入居前からペットを飼っていて、ペットの世話をするのが日課であり、楽しみ」と言っています。同居していたお母さんがお亡くなりになられ、ひとり暮らしとなられた方は、ペットとのつき合いはなくてはならないものとなっております。

公営住宅法にはペットに関する入居条件の規定はなく、国土交通省は各自治体の判断に委ねるとしています。東日本大震災で被害を受けた岩手県では、棟ごとにペットの可否を決め、県営177戸のうち176戸、5棟でペットの飼育を認めています。そのほかに、宮城県塩竈市、福島県白河市、岩手県陸前高田市など多くの自治体において、災害公営住宅でのペット飼育を認めています。

ペット飼育を認めない甲佐町は、町営住宅管理条例にある第23条、入居者の迷惑行為禁止において、「犬、猫、鶏など他人の迷惑になるおそれのある動物等を飼育してはならない」との整合性がとれないことを理由としていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、ペットの飼育についてお答えいたします。

本町では、災害公営住宅の入居者募集期間を今年の12月15日から開始をし、今年の2月

いっばいまで募集を行っておりました。募集に当たって、災害公営住宅入居者募集要項を作成して募集をするわけですが、要項作成に当たっては、町長を初め、役場内の関係課で検討会を開催しております。その中で、入居資格、入居の条件などを協議を行っております。ペットの飼育についても、協議の中で、意見としては「仮設住宅で飼育も可能であったので許可をしたほうがよい」とか「災害公営住宅も後には通常の町営住宅として管理することになるので、既存の町営住宅との公平性を保つため許可できない」とか、また「ペットをめぐるトラブルなどが発生する」などのいろんな意見が出た中で、本町としてはですね、既存の町営住宅と同様に、ペットについては許可できないということで決定をしたところでございます。

県内各自治体の災害公営住宅のペットの飼育についても意見が分かれておりますが、ペットの飼育を許可された自治体においても、何らかの条件を付して許可をされているような現状でございます。

本町では、入居募集説明会や申し込み受け付け時においても、ペットと同居は認められない旨を説明していることから、申し込みをされなかった人、辞退をされた方もおられます。このようなことで、今後、ペットの飼育についても認めないという方向でご理解をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） いろんな議論がされたということではありますが、整合性という問題で、町営住宅のですね、管理条例に合わないということでありましたが、そのような条例はですね、災害公営住宅のペットの飼育を認めた自治体にもあります。大津町は町営住宅はペット禁止としております。熊本市は当初、ペット不可としていましたが、4月になって大西市長が「ペットとの同居を要望する声がとても多かった、柔軟に対応したい」と述べています。南区城南町については、ペット可の棟の整備を検討すると報じられております。熊本地震で被災された町民の思いに寄り添い、柔軟な対応が必要かというふうに私は思います。

町長のお考えをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） ペットについては、非常に意見が分かれるところだろうと思います。事実、先ほど建設課長の説明にもありましたとおり、今回の入居規程を定めるに当たっては、いろいろとそれぞれの委員の意見もあったように思います。ただ、最終的に結論を出した原因としてはですね、やはり現在の町営住宅についても、やはりペットについては不可というようなことでもこれまで参っておりますし、入居者の方の中には、ペットについて好まれる方もおられますけれども、犬、猫については嫌だとおっしゃられる、そういう感じを持っておられる方もおられるかもしれませんので、やはりそういった事柄に対してはですね、お気持ちはわからないでもありませんけれども、やはりきちんとした一線は引くべきだろうというようなことでですね、今回の決定に至った次第でありますので、

何度も繰り返すようですけれども、意見が分かれるところですので、本町の場合はそういう結論を出ささせていただいたということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のですね、思いがですね、これから災害公営住宅に入居される町民の皆さんの生活を豊かにできるかどうかにかかっていると思います。

岩手県塩竈市では、ルールを守りましょうと、公営住宅ペットガイドラインを作成し、ペットを飼う入居者へのきめ細かなルールをつくり、ペットを飼わない方への配慮もつくっております。私は、きちんとしたルールをつくれば、ペットを飼う人と飼わない人の共生はできるものというふうに思います。

時間の都合もございますので、次の質問に移らせていただきます。

3番目の、災害公営住宅の入居条件に柔軟な対応をとということで、これも新聞報道であります、4月10日の西日本新聞の報道で、地震後に離婚した元配偶者が自宅を再建、修繕するために加算支援金を受け取った場合に、離婚相手の災害公営住宅への入居で自治体によって対応が分かっていると、入居を認めていない自治体と、個別事情に配慮するとして入居を認める自治体に割れていますと報じております。

甲佐町においても、ある家族の方は、両親と夫婦と子どもお一人の5人家族で被災し、40坪ほどあった自宅が大規模半壊であったため仮設住宅に入居し、自宅を再建されたものの、資金の調達などの関係で、新築された家は、両親、お一人は身障者の方ということですが、だけが住める広さしか確保ができなかったということです。もとの家族がそろって住める広さの家は再建できなかったのです。そのため、ご夫婦と子どもさんは災害公営住宅の入居を申し込みましたが、加算支援金を受け取っているからという理由で、災害公営住宅への入居はだめとなったそうです。ここで個別事情に配慮するとなっていれば、災害公営住宅の入居は可能になったのではないかというふうに思います。この方は、それでも甲佐町に住み続けようと考えていらっしゃると思います。災害等住宅への入居が今の時点で難しいのであれば、甲佐町に住めるよう町も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、災害公営住宅の入居条件等に柔軟な対応をとということですけれども、災害公営住宅の入居資格については、災害により住宅を滅失または取り壊しを余儀なくされ、住宅に困窮されている方が対象であります。それと、自宅再建のための被災者生活支援制度の加算支援金を申請、受給されていない方などの要項を定めております。

本町では、先ほど佐野議員のほうからありました、世帯分離や離婚によって世帯が別々になられた方の申し込み等はありませんでしたが、世帯の分離については罹災証明に記載された世帯での判断をとっております。募集要項を定める検討会の中でも、入居資格等についても要項に記載がないような案件についてはですね、特段の事情がある場合などは被害者の立場に立って柔軟な対応をするように、上司のほうからも指示を受けております

ので、そういった案件があった場合にはですね、相談をして決定するようなことで進めさせていただきます。

また、今回の災害住宅の抽選に漏れた方や辞退をされた方についても、既存の町営住宅やサンコーポラスの空き室を準備して入居できるような体制をとっており、また、地域支え合いセンターや関係機関ともですね、連携を密にして、そういった方の対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） やはりですね、入居の条件とかいうところでは、事前にですね、今お話があったような世帯分離が事前に必要なだとかいうことは、なかなか被災者の方ではですね、お気づきにならないところだと思うんですね。いざそういうような申請をしたときにですね、「こういった条件はだめですよ」ということでですね、断られると、もうその先がどうしたらいいのかわからないというようなところでですね、かなり不安を持たれるようなところは出てくるというふうに思います。

そういった意味ではですね、やっぱりなかなか難しい面もあるかもしれませんが、きめ細かなですね、説明を事前にできるだけ、例えば仮設住宅に入居のお住まいの方とかですね、そういった方にはですね、しっかりとした説明が必要ではないかというふうに思います。

国や自治体が考え作成した条件とかですね、事情の枠に入れられないさまざま事例がですね、あるかというふうに思います。事情を訴えられて初めて気づくようなこともあるというふうに思います。そうした場合に、被災者の立場に立ってですね、寄り添った温かい対応が必要かというふうに思います。そういった場合があったらですね、是非、被災者の立場でお考えをしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

熊本地震における医療費の窓口負担等の免除措置の復活をということで、担当課長にお尋ねいたします。

昨年9月までの半壊以上の被災者にあった医療費減免制度において、減免期間とその前後の受診率はどうなっていますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） お答えいたします。

震災減免期間の平均受診率につきましては、79.85%ということになっております。その後の受診率につきましては、平均76.03%ということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今の説明ではですね、受診率にですね、差があるということは事実だというふうに思います。減免期間とそれ以後は3.82%下がっています。私は受診控えがあったと思いますが、その変化はどう捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） お答えします。

今言いましたように、震災減免期間の平均受診率が79.85で、その後の受診率の平均が76.03ということでございます。震災減免期間後につきまして、月別に見てみますと、76%台の中で1月の受診率につきましては79.4%というふうになっております。申請減免期間の平均の受診率が下がっているのが、減免期間終了したための受診抑制になっているのかということなのですが、そこまで分析はしておりませんので、なかなかお答えが難しいと思いますけれども、明らかに受診抑制が起こっているとまでは言い切れないと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） わかりました。本件についてはですね、そこまで調査はされていないと思いますが、受診率が下がったことはですね、今お話しされたとおり事実ですので、アンケートをとるとかですね、受診控えがあったかをつかむことは大事なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 受診抑制のことにつきましてはですね、アンケートをとるなりですね、再度、内部でも検討して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） この件に関してはですね、町民の皆さんも強い関心をお持ちというふうに思います。可能であればですね、そうした情報もつかんでいただきたいというふうに思います。

質問を続けます。

これもですね、新聞記事からなんですけど、西日本新聞の4月3日の記事からです。熊本県保険医協会のアンケートでは、回答した医師の46%が「受診控えがある」と答えています。甲佐町の仮設住宅で暮らす66歳の女性は「体の不調を感じるが、命にかかわらなければ極力辛抱したい」というふうに言われているということです。仮設自治会長さんは「家を失い、マイナスから出発する人にとって、医療費負担は大きな不安材料になっている」と訴えています。被害が大きい県内8市町村の医師ら333人を対象に熊本県保険医協会が実施したアンケートでは、57%が医療費免除再開の必要性について「強く思う」「ある程度思う」と回答をしています。地域福祉が専門の熊本学園大の高林秀明教授は「医療費免除で早目の受診を促したほうが、重症化を防ぎ、長い目で見れば自治体の医療費抑制につながる」と指摘をしています。

医療費免除は、被災自治体が継続を希望すれば、特例措置終了後も国が8割を補助する仕組みです。東日本大震災で被災した岩手県では、市町村と県が1割ずつ負担して免除を続けています。熊本県においては、県が減免の復活を現段階ではしようとはしていません

が、他の被災自治体と共同して県に対して減免の復活を要望されようということはありませんでしょうか。町長、答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの質問の内容については、私も熊日等でも、新聞でも拝見させていただいたところです。改めてこの一部負担金免除に関しての話をですね、ちょっと確認しておきたいと思えますけれども、国におきましては、市町村が免除した医療費の一部負担額を昨年2月末までは国が全額、それから、9月末までにおいては免除額の割合に応じて特例措置として財政支援をしてきたところでございます。それで、県のほうにおいても、9月末までの国の特例措置に合わせまして県の特別交付金を交付して、市町村の実質負担としては、その際は負担金は伴わなかったと、0ということでした。

こうした制度につきましても、国のほうでは東日本大震災のときと同様に、発災から1年半でそういった特例措置を終了するというようになっております。また、国の支援を補完する形での県の財政支援につきましても、国の財政措置に合わせざるを得ないということで、熊本地震の国保一部負担金の免除措置の特例財政支援については、昨年9月で終了したということはもうご案内のとおりであります。

今後についてですけれども、医療費等の減免につきましても、従来から町のほうで実施をしております、国保一部負担金の減免あるいは免除及び徴収猶予、そういった取り扱いに関する要綱に基づいた対応ということになろうかと思えます。ですから、そういう制度があるということについてはですね、町民の皆さん方にも広く今後も周知を図っていききたいというふうに考えております。

それと、こういった負担金の一部負担金免除措置の復活というようなご提言をいただきましたけれども、これが国・県等の支援がない町単独での実施というのと、これは昨年度の窓口の一部負担免除金をちょっと調べてみますと、月平均で1,000万円以上の経費といえますか、それだけの財政が必要となってまいっておりますので、これを単独でやろうとした場合には、これはまず不可能だと思いますし、今後の震災からの復旧・復興に係る経費等もあります。やっぱりそっちのほうをですね、どうしてもやっていかなくちゃなりませんし、月1,000万円となりますと、これはやはり厳しい数字だろうと思っております。

被災自治体の中でそういったご意見が出るのかどうかはわかりませんが、やはり先ほどからも申し上げておりますとおり、こういった支援制度等については、やはり全県挙げての統一した基準にならないと、一つの自治体だけでやろうとしても、なかなかそこにはやっぱり無理が生じるということだろうというふうに思っておりますので、せんだって、熊本市長の大西市長も、この問題について、共産党さんのですね、やはりご意見、質問の中でお答えになっていきますけれども、その考えとしては、これを復活したとなったときには、国保の保険料の引き上げとか、それから一般会計からの繰り入れが伴う、そして最終的には、そういう財源を広く市民に負担していただくような形となるので、現在のところそういった復活については考えていないというような明確な答弁もされておりますので、県内の自治体が最終的にどういう処置をとられるのかはわかりませんが、今のと

ころ甲佐町としても、やはり同様の考えで行かざるを得ないのかなというような思いを持っているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 単独でということはですね、町長もおっしゃったように、かなり厳しいところがあると思いますが、やっぱり被災自治体ですね、やっぱり共同して、県、また国に対してですね、被災者の方もですね、これに関しては強く望んでいらっしゃる場所もごございますので、是非お考えいただければというふうに思います。

続いての質問に移ります。

先日、白旗仮設住宅におきまして、警察や消防などが出動する事件がありました。入居者の方が尋ねてきた人に対して何の返答もされなかったもので、事件性や万が一のことを考えられて警察署や消防署などに通報されたものです。入居者の方は、腰が痛くて動けなくて返答ができなかったそうですが、医療費の支払いを心配して病院を受診されずに寝ておられたということでありまして。今回は大事に至らなくて済みましたが、被災者の方の医療費抑制が、こうした事実としてあっております。

こうした事例があることは、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと休憩中に今、建設課長のほうから少し話を聞きましたけれども、そういうことにもつながるんで、医療費の無料化をやはり検討してはどうかというようなご意見だろうと思います。

なかなかその辺の因果関係がどうなのかについては、ここではっきり明確にお答えはなかなかできないと思いますけれども、町側、町としての考え方としては、先ほどから述べておりますとおり、現在の減免制度を活用していただきながら、その周知に努めるということでの進め方をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 医療費免除復活はですね、被災者の願いとして、熊本地震における医療費の窓口負担等の免除措置復活を求める署名活動をですね、白旗仮設団地自治会長の児成豊さんが代表となって熊本県に対して要請をされる場所です。私は、今も継続されている岩手県など東日本のようにですね、市町村と熊本県が熊本地震の被災者の立場、思いに寄り添って復活が実現すること強く願うものであります。

続いての質問に移らせていただきます。

学校司書の増員をとということであります。

この質問を行う予定でありましたので、今月7日に学校教育課のご協力もいただきまして、町内4校の小学校と中学校の図書室を視察しました。休み時間を利用して図書係が活動されていた学校もありました。全体として、きちんと本は整理されていました。学校司書の必要性についてお尋ねしましたが、どの学校でも学校司書は必要があるし、大変ありがたいという回答でした。龍野小や中学校では朝朗読を取り組まれ、読書活動の推進が行われていると感じました。図書の活用や貸し出しについては、年間1万冊を超える学校もあり、先生方の熱意と努力と、学校司書の頑張りを感じました。

ところで、平成27年12月定例議会、私の一般質問において、学校司書の全校配置を要望しております。そのときの町長答弁では「教育大綱で学校司書の配置については十分考えている。巡回で考えている」と述べられました。

それから2年半がたちましたが、現状は平成28年度から1名の学校司書を配置し、小学校4校、中学校1校及び町図書館の管理をされています。0から1名配置は大きな前進であるというふうに思います。

学校司書の配置が必要な理由としては、一つ、子どもの成長に必要であります。学校図書室は一人一人の子どもの豊かな育ちと学びを支援する教育機関であります。二つ目、法律で置くことを義務づけられております。改正図書館施行、2015年4月からでは、学校司書が法律に位置づけられ、学校司書を置くこと及び学校司書の資質向上のための研修の実施が国と地方公共団体の努力義務となっております。三つ目、学力の向上に必要であります。平成29年度、甲佐の教育における甲佐小学校での読書活動の推進で、学力の向上に成果が上がっているとあります。四つ目、文科省の調査によれば、一つ、全国学力・学習状況調査では、読書の好きな児童生徒のほうが正答率が高い傾向が見られたとあります。読書は身につけるべき生活習慣であり、学校司書が配置されている学校のほうが児童生徒の読書量が多く、貸し出し冊数も学校司書配置で大きく増加しているとありますように、幾つもの必要な理由があります。

学校司書の必要性について、どうお考えであるかお尋ねをいたします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 佐野議員の質問にお答えしたいと思います。

学校司書につきましては、議員おっしゃるとおり、平成28年5月の20日より一人雇用して、各小学校、中学校、また長期期間中にですね、うちの生涯学習センターの図書室に来て配置をしていただいております。

学校司書につきましては、議員に資料でお配りしておりますように、今一名、非常勤で雇っていただいております。基本でいきますと月曜日が白旗小学校、火曜日が乙女小学校、水曜日が甲佐小学校、木曜日が甲佐中と、金曜日が龍野小学校ということになっております。あと、先ほど言いましたように、長期期間中は生涯学習センターの図書室に勤務ということで、あと学校のですね、休校等につきましては、休みのときにつきましては図書室に勤務していただいております。

あと、業務の内容につきましては、今、本の整理、カバーづけだったり補修、ラベル張り等をしていただいて、あと先生方の授業で使われる本の貸し出しの相談等も受けいただいて、子どもたちにですね、より合った図書の選定をしていただいているところがございます。

購入図書につきましても、今、学校司書がですね、中心となって購入しておりますので、学校司書につきましては、今1名の配置ということで十分な役割を果たしていただいているというふうに自分は考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 続いての質問であります、各学校のですね、図書蔵書数ということで資料でいただいておりますが、これを見ますとですね、30年度、達成しているのは乙女小学校1校となっております。他の学校は未達となっております。私がさきに質問しました、27年度と30年度を比較しますと、小学校のほうでですね、全体としてマイナスになっているということで、冊数とすればですね、比較すれば、2,600冊ほどですね、少なくなっているということなんですが、この原因は何というふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 平成27年度と今現在段階で冊数が2,000冊ぐらい変わっているということでございます。

これにつきましては、まず、はっきりした明確な原因はわかりませんが、この今回出しております冊数につきましては、学校司書さんのほうにですね、お願いをして、今現在、確実にある本を掲載をさせていただいております。各学校にも台帳というのがありまして、その台帳が整理をしていただいておりますが、その整理の不備等によって冊数の差が出ているのかなということで、自分としては考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 中学校はですね、27年度よりも冊数の増加が500冊ほどあります。前進していることはですね、評価できますが、達成率としてはですね、この資料にもありますように64.1%と依然低い率となっていると思います。達成率を上げるための方策はあるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、議員おっしゃられるとおり、甲佐中学校につきましては、学校内で1番悪い64.1%というふうになっています。甲佐中につきましても、毎年予算をですね、計上させていただいておりますので、その予算内で購入の方法の見直しやですね、図書の内容等、今後ですね、再度学校と学校司書とですね、協議をしながら、1年でも早く達成できるようなことを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 文科省においてはですね、学校図書館図書整備5カ年計画をですね、平成29年度からスタートさせ、第一にですね、図書の整備を掲げています。各学校における学校図書館図書標準の達成を目指すと言われております。町も計画を持ってですね、整備を図られているとは思いますが、こういう5カ年計画については、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、議員おっしゃるとおり、文科省のほうでですね、図書館の整備5カ年計画というのを立てられております。この中で、地方交付税の基準財政需要額ですね、算定基礎という形で、図書の購入金額が入っていると思いますが、この金額つきましても、明確にですね、甲佐町に幾ら来るので、幾らで本を買ってくださいという明確なというのはありませんので、甲佐町としましては、限られた中でですね、図書購入の費用を、予算を計上していただいております。28年から29年につきましては、図書購入の金額も、多少ではありますが増額させていただいておりますので、その中で対応していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 図書標準の達成はですね、児童生徒が正しい情報に触れる環境の整備を行う観点から必要だというふうに思います。やはりずっと未達のままではですね、いけないというふうに思います。達成へ向けてですね、しっかりと計画を持って推進をしていただきたいと思います。

続いての質問に移ります。

学校図書館図書整備5カ年計画においては、2番目の課題として、学校図書館への新聞配備を掲げられています。理由としてですね、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身につけるためということで、小学校に1紙、中学校に2紙の配備を図るとありますが、町の小中学校の状況はどうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 全学校で新聞はとっておられますが、議員おっしゃるとおり、図書室にですね、配備をしてある分につきましては、白旗小学校が配備をされ、乙女小学校につきましては子ども新聞を整備をされております。また、龍野小学校については、今現在子ども新聞をですね、配備のほうを、予算のほう等を考えながら検討されているところでございます。あと、学校司書と学校の先生方がですね、新聞の記事等をですね、図書室に張って、児童生徒にその状況等をですね、周知をいただいているということになっております。

あと、今後につきましては、議員おっしゃるとおり、学校の図書室に新聞の配置については、今後、学校と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 先ほどの質問とも関連がありますが、学校司書の配置による効果ですね、2年間ではありますが、どういうふうにお考えか、よろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 効果はということでお答えしたいと思いますが、先ほど答弁をいたしましたとおり、別紙の資料に載せております学校司書の内容がっております。学校司書についてですね、今、各学校に貸し出し数等を確認しましたところ、確実に伸びているということで、貸し出し数の増加等については確実に伸びているというふうと考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今答弁されたようにですね、効果は上がっているわけですね。その効果はですね、今1名の配置ですが、1校1名、兼務なしで入るとしたらですね、何倍ものですね、効果ができるというふうに思います。それがまた学力の向上にもですね、必ず結びついてくるというふうに思います。

平成29年度の甲佐の教育においてもですね、甲佐小学校の実践ということがですね、紹介をされております。その中ではですね、やはり取り組みの中で個々の読解力が向上しているというふうにあります。そこにはですね、学校の先生も努力をし、そこに学校司書の存在もですね、有効に機能していたというふうに思います。

町ですね、第六次総合計画後期基本計画においてですね、生きる力、豊かな力を育む教育の充実をうたい、学力の向上も成果指標を掲げております。そこには読書活動の推進も掲げております。成果を上げるためにはですね、具体的な手だてがどうしても必要ではないかというふうに思います。

全校1名配置から1校1名配置に是非とも手だてをとと思いますが、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 昔のことを振り返りますとですね、よく先生方から「本を読め、本を読め」と言われていたのは覚えております。確かに本を読むことで、読書活動が大いに考える力を養いますし、それと文章をつくる、作成する、そういう能力にも非常につながって、ひいては学力の向上にも大いにつながることだろうというふうには十分理解をしているところであります。

おっしゃるとおり、各学校にそれぞれ1名ずつの配置ができればいいんですけども、教育長部局のほうからいただいた資料では、御船町のほうではですね、非常勤が2名、それと山都町においても非常勤が2名、あと益城、嘉島については司書の配置はあっていないというような資料もいただいているところであります。

そこで、せんだって教育長とちょっとお話ししましたがけれども、現在、甲佐町ではですね、おっしゃるとおり平成28年度から図書司書を1名配置して、町内の小中学校及び生

涯学習センター図書室を巡回して図書室経営への改善、充実に当たっているということでもあります。それと、読書指導、読書教育の推進、あるいは図書室を活用した調べ学習などにおいて、各学校における司書教諭など図書教育委員及び児童生徒の図書委員会活動、そういったことを通して、組織的教育活動を充実していきたいというような思いも教育長のほうで持っておられますので、私のほうとしてはそれを尊重しながら、おっしゃるようにそれぞれ配置が一番いいんですけれども、今の状況を考えたところで、総合的に目的を少しでも達成できるようなこととしては、今申し上げたようなことで進めていくなればというような思いを持っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長からですね、郡内の図書司書の配置の状況についてですね、お話がありましたが、文科省が行いました平成29年度学校図書館整備施策に関するアンケートによりますと、県下45市町村のうちですね、1校に1名の学校司書を兼務なしで配備している自治体は13自治体あります。28.9%に当たります。郡内ではありませんが、隣の美里町もそういうような自治体ということで名前が上がっております。やっぱり各自治体もですね、やはり国も、この学校司書の配置についてはですね、力を入れているというふうに感じております。

是非、町としてもですね、兼務なしの1校1名の学校司書配置をですね、是非ともお考えいただきたいというふうに私としては思っております。

これをもちましてですね、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） これで、2番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時から会議を開きます。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4番、宮本です。質問事項に沿って質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

まず、1点目にですね、質問事項の甲佐高校の女子野球部についてということで、3月議会後のですね、入部等の状況はということでお聞きしておりますけれども、何人か入られたということで、3月のときの0から一人と、じゃなくて、今かなり結構、四、五人ぐらい入られるということでお聞きしておりますけれども、その平成30年度にですね、女子野球部に入部した方、また何人か、学年及びですね、その出身地、通学方法はどこから来

られているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、宮本議員の質問にお答えしたいと思います。

入部状況についてということで、甲佐高校に確認をいたしましたところ、30年度の入部につきましても、1年生が3人、3年生が一人の計4人ということになっております。出身地及び通学についてということでございますけれども、1年生の3人につきましては、御船町、美里町、熊本市から来られていて、3年生については甲佐町ということになっております。1年生の生徒で、美里町、熊本市につきましてはバス通学ということになっておりますし、御船町の生徒につきましては、今現在のところ保護者の送り迎えということで登校されていると聞いております。今後は自転車通学に変わられるというふうに聞いております。3年生の甲佐町から来られている生徒につきましては自転車通学というふうになっております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） また、4人入られたということで、1年生が3人、3年生が一人ということではありますけれども、その練習方法ですね、試合の参加と、また、指導者はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 練習方法等についてお答えさせていただきたいと思っております。

練習方法につきましては、月曜日から金曜日、平日につきましては、今現在、男子野球部と一緒に練習をされておられまして、指導者につきましては、3人の先生が当たっております。今後はですね、今、夏の大会の練習をされておりますが、夏の大会が終わった後につきましては、女子野球部に指導者一人と、あと女の先生をですね、一人指導に当たられるというふうに聞いております。あと女子野球部の4人につきましては、週末につきましては、熊本県立大学生中心のクラブチームがあるということで、そちらで練習をされておりますし、試合の参加についても、そのクラブチームの試合に出場されているというふうに聞いております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 練習はされておるということでありますけれども、いろいろ話は聞くわけですが、何か登録したら、よその学校と練習ができるとかですね、聞いておりますけれども、以前の3月、12月もしたわけですが、教育長のお考えとしては、来年度から発足するというようになっておりますけれども、教育長のお考えはどうですか。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 女子野球部の創部につきましては、昨年度、甲佐高校の校長

先生のほうから「創部をいたしました」という形です、お話を聞きまして、これは学校の入学者数の増加にもつながることであるということが想定されましたので、町としてできるだけの支援をしていきたいというふうに考えて、学校と連携をとってきたわけでありまして、なかなか入学者の中の入部希望者が、1チームできるほどの人数は見込めないという状況になってまいりました。

しかしながら、今年度、先ほど課長のほうから答弁いたしましたように、4名の入部があったということで、できるだけですね、支援をして、今後部員が増えていく、そしてチームができるように、学校が必要とする、女子野球部が必要とすることについて、町としてできる内容については支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 町としての支援ということでありまして、現に前の前校長はどこかに異動されておりますけれども、現の校長とは、協議段階ではあると思っておりますけれども、おそらく今の校長先生も引き継ぎはされておると思っておりますけれども、町の今の支援に対しての協議等はされておるのか、ちょっと教育長のほうから。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 今年3月末の定期異動によりまして、校長先生はかわられました。新しい学校長が赴任されて、早速赴任当初からですね、お会いをいたしまして、いろんなこと、この女子野球部のことを含め、さまざまなことを話し合いをしております。女子野球のことにつきましても、前の校長から引き継いだ内容等も踏まえて、今後どうやって部員を増やしていくかということについてですね、検討、私とも話し合いをしておりますところでございます。

中でも、現在4名の部員は全て自宅からの通学生でございますけれども、今後、部員増加を考えましたときに、自宅からの通学ができない遠隔地からの部員の入部等も考えられますので、そうなったときに、そういう生徒が宿泊をする寮ですとか下宿等についても、校長と打ち合わせをして、綿密に連携とってその整備に支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） その教育長のお考えは、綿密に校長と協議しながら、町としては支援をしていきたいと思っておられるということでありまして、以前ですね、この件に関しては問い合わせが、「寮とか下宿とかありますか」という問い合わせが結構あったと思います。しかしながら、甲佐町にはですね、そういう施設はございませんので、ただ、去年の甲佐高校の発信のもと、余りにも打ち上げ花火のように行ったものですから、甲佐町はそれに乗っかかるしかなかったと。ところが、それに当たっては、小屋迫病院の元病院の跡地ですかね、跡地というか施設ですね、あそこを利用してされるということでありましたけれども、再度その施設をお借りするということは、もう来年に向けては無理じゃなかろうかと。小屋迫病院のほうは何かの施設に使うそうで、もう。前校長か何か

わからんけれども、その方が断りに行かれて、その施設は無理ということですので、その結果、自分なりに考えたのが、甲佐小学校の前の幼稚園跡地ですかね、の施設、そこはやっぱり町の財産でもありますし、なかなか厳しいところがありますけれども、あとは甲佐高校の周辺の横田地区の空き家ですね、空き家をお借りしたところの寮、下宿、そういうのがやっぱり下宿あたり寮あたりでもありますね、その長なりいらっしゃらんと無理かと思えます。ただ、そういう人たちもですね、この件に関しては、もうちょっと熱を入れてですね、動かんと、今教育長がおっしゃった、何らかの支援をしていくという判断ではですね、去年と全く変わらんように思います。去年のですね、甲佐高校が発信したとき。ただ、この件に関しては甲佐高校存続のための公営塾、女子野球部の創部ということで、周りの方がですね、よかったと言われているんじゃないかなと思います。

それに関して来年に向けて創部ということになっておりますけれども、その定員割れ、今年も130人やったですか、に対して三十何名しか入学しとらんということでもありますけれども、まず、町の支援としてはですね、町長に今度お伺いしますけれども、なかなか町長のほうもですね、動き回っているんなお願いをされてきたと思います。ところが、甲佐高校の校長先生以下教職員の方もですね、自分たちがすることに当たっては、ちゃんと事業計画書あたりを町に提示してですね、しっかりする必要がありますと思います。それで管理して、町側としてもですね、動きやすいんじゃないかなと思います。

ただ支援するだけが甲佐高校のためにはならないと思います。学校側、高校はPTAとは言わないですね、育友会かな、育友会等、いろんなOBの方も含めてですね、いろんな協議をしていただき、町の支援をするという形で持っていかなければ、何ら手だてもしてですね、教員の悪口ば言うわけじゃないですよ、教員さんの、先生方の悪口ば言うわけじゃないけれども、余りにもずさんで、町側としてはそれに乗っかかっただけの話でございまして、なかなか今後はですね、教育長も学校側と先生方と協議をしていただき、これに関連してはですね、いろんな支援に回っていただきたいと思えますけれども、その点は、町長、どうのお考えですかね。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 甲佐高校の件で、特に女子野球部を中心に今質問をされたところでありますけれども、町としてはこれまでも、あらゆる機会を通じて、甲佐高校を何とか存続させるためのいろんな手だてを打っていかなくちゃなんというふうな話はやってきたつもりです。やはり甲佐高校の存在が、甲佐町の高等教育の向上あるいは経済浮揚の面でも果たしてきた役割は非常に大きいと認識しております。何とか入学生の増をというふうな思いでですね、いろんな予算も確保した上で、甲佐高校の特色ある学校づくりの一環として公営塾を設置するに至ったところでもございます。

それに加えたところで、昨年、甲佐高校の学校側のほうから、是非、女子野球部をつくりたいというふうなお話が、町のほうにも舞い込んでまいりました。現在は、先ほどからお話にもありますとおり、女子野球部の人数が今4名おられるということで、ただ今後、県内外からの生徒さんを迎えるとしたときに、その住まい等については当然考えるような

お話も出てくるかと思えますし、それに対してのいろんな課題もあろうかと思えます。例えば、寮に入るときの生徒数の数の問題であるとか、寮費の問題、それに運営をしていく上で、当然これは的確な積算もやらなくちゃなりませんし、継続的に運営できる、そういう収入源の確保の問題、それと、やはり人的な体制づくり、こういったことも課題になるかと思えます。そういうことを考えますとですね、非常にいろんなやっぱり多くの問題を抱えているということは事実だろうと思えます。

そこで、昨年も前校長ともいろいろ意見交換もさせていただきましたけれども、やはり現段階において高校側がどういう考えを持っておられるのか、それと、将来にわたっての計画でありますとか、是非そういうことをですね、示していただいて、意見交換の場を設けてほしいというような考えでおります。

町にとりましては、先ほどから申し上げたとおり、本町に立地する県立高校でありますし、また、2年後には創立100周年を迎えるわけでもあります。そういう歴史ある高等学校というふうに理解しておりますし、できる限りの支援は惜しまない考えではありますけれども、ただですね、現在、公営塾に係る経費も相当な額に上っております。それと、震災からの対応ということで、非常に財政厳しい中での、今、財政運営をやらざるを得ないような状況下にあるということもですね、これは是非、関係者の皆様方にも知っておいてほしいと。そういう考え方の上で立って、やはり大事なことは、現在の高校のこの窮状をですね、何とかしたいと、そういう思いを、やはり関係者のみんなが共有すること、これがやっぱり一番大事なことで私は思っております。

ですから、女子の野球部を創部された、それを提案された学校側を初めとして、育友会、それから野球部関係者の保護者の皆さん方、それにOB会、緑友会、そういった方々ですね、関係者のやっぱり全ての方々の熱意と協力なしでは進まない問題だと考えております。

ですから、やはりアドバルーンはですね、上げて、それが実にならなければ何もならない。ですから、それを何とか実現しようという思いを関係者みんなが持つこと、これがやっぱり一番大事だと思います。それに対しては、そういう思いが皆さんと共有ができた暁には、これは当然町としてもですね、しかるべき対応をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。何らかのですね、対応を持っていくということではありますけれども、なかなかですね、定員割れもしとるし、廃校もですね、上位のほうに上がっておりますので、甲佐高校は。何らかのですね、手だて打っていかんと、もう100周年も控えております。その中で、かなり厳しいんじゃないかなろうかと思えます。また、しっかり協議をされてですね。

休憩いいですか、休憩。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本議員。

○4番（宮本修治君） すみません、自分の今の発言に対してですね、まだ廃校の順位等は上がっていないということで、撤回したいと思います。

また、先ほどの質問に関連してはですね、いろんな協議をされて、子どもたちのためにですね、何らかの形でされることを強く期待してですね、2番目に入りたいと思います。

2番目はですね、白旗小学校の施設の維持管理についてということで、まず1点目は、白旗小学校のですね、施設の中に慰霊碑というのがあります。その慰霊碑はですね、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、何人かの方にお尋ねしたけれどもですね、いつごろできて、どうやってできたかというのがですね、歴史上なかなかですね、認識不足ですいませんけれども、それをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、白旗小学校の敷地内にある戦没者の慰霊碑についてお答えいたします。

慰霊碑については、昭和29年12月に町村合併前の当時の白旗村及び白旗校区の遺族会で建てられたと聞いております。校庭内にある理由については、戦前にあった奉安殿という建物の跡に、白旗村出身で戦争で亡くなられた若者が少年時をともに過ごした場所ということで建てられております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） すみませんけれども、その奉安殿というとは、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、この奉安殿とはどういったものかということでご説明させていただきます。

歴史的な話となりますけれども、奉安殿とは、天皇陛下と皇后陛下の写真及び教育勅語といいますけど、これは学校の勉強であったかと思えますけど、道徳教育についての天皇のお言葉の書ですね、を納めていた建物で、昭和10年ごろに全国の各小中学校内にて建てられておりました。当時は、職員や生徒全てが登下校時や単に通過する際にも服装を正して最敬礼するように定められておりました。しかし、第二次世界大戦で敗戦した年の昭和20年12月15日、GHQ、連合軍最高司令部による神道指令の発令により、国家神道の廃止、政治と神道の徹底的分離、神社神道の民間宗教としての存続などの目的のため、奉安殿は廃止され、撤去されております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） なかなかですね、さきの大戦で亡くなられた方の慰霊ということで、言葉的には難しいですけども、ちょっと遺族会の方に怒られるかもしれませんが、この慰霊碑自体をどうのこうのじゃなくて、地震でですね、あそこで地震でずれている、いろいろ壊れていました。もう2年以上たつのにですね、まだ修復がされておらんと。

だから、自分が勘違いしたというのが、あれは町のほうがされるのかと思っていましたけれども、遺族会がされるということで、2年以上たつて、今どうなっているのかですね、修復されているのか。それに関連して、今ちょっと写真等をですね、撮ってございましたけれども、ちょっと今日忘れてきましてですね、持ってきておりませんが、この前行ったときはトラロープでですね、入ってはだめですよという処置はしてありました。現在どうなっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 慰霊碑の現状についてということでございますけれども、議員がおっしゃられておる2年間ぐらいですね、ずっとちょっと修復ができなかったということにつきましては、申しわけなく思います。その慰霊碑については白旗地区の遺族会で管理されておりまして、同遺族会により、6月4日ですね、つい最近ですけども、に修復が完了しております。また、この修復につきましては、熊本県地域コミュニティ施設等再建支援事業が該当するということになりまして、一応、今後半額の補助が予定されております。

修復前については、学校のほうでトラロープ1本ということで張って、一応安全対策ということでしておられましたけれども、安全性からいえば、バリケードなどの設置がより最善であったかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。でも、修繕等はされているということですけども、今課長の答弁にあったようにですね、トラロープじゃなくて、もう2年も放置しとるとであれば、バリケードあたりをですね、子どもたちがそこに入らないように、もう大分傷んでですね、上のほうもよがんで、よがんでという、ちょっと言い方が悪いですけども、ゆがんでですね、なっておりますけれども、バリケードあたりをですね、安全面も考慮したところですね、されたほうがよかったんじゃないかならうかと私も思います。

ただ、今後ですね、学校の施設内の中に慰霊碑があるということで、子どもたちに「登るな」と言うても、やっぱり入ってきた1年生あたりは登るんじゃないかならうかと思えます。かなり高いですので、やっぱりフェンス等をですね、一番安い、高い安いはちょっといけませんけれども、フェンス等をされてですね、囲めば、子どもたちも中に入らずにできる

んじゃないかろうかと思えますけれども、これは遺族会の方々とも協議しなければならないし、いろんな苦情が出るかもしれません。今まであったのをですね、やっぱり囲むというわけにはいきませんので、ただ、それに当たっては遺族の方と協議をしていただいでですね、もうできないとであれば、できないという判断のもとですね、学校側にもちゃんと説明してですね、言うべきじゃないかろうかと思えます。

その点は、町長いかがですか、今の慰霊碑の件。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 白旗小学校の中にあります慰霊碑の件でのお尋ねでありますけれども、先ほど福祉課長のほうからも説明したとおり、慰霊碑につきましては、さきの大戦で若くして命を落とされた、そういう白旗村出身の方々が少年期をともに過ごした学びやで安らかに眠っておられるということでの碑であるというふうに思っております。

ですから、そういうところをですね、フェンスで囲んでしまうというのは、心情的にどうなのかなという思いもあります。ただ、学校施設の中にあるということで、児童の安全性を非常に議員も心配されておられるかと思えますので、言われるとおり、遺族会の方々との、それから学校側とも話し合いを持ってですね、どういうふうにしたほうがいいのかというようなことも協議をしたいと思えます。

ただ、記念碑自体はもう修復が既に終わっていて、それが例えば、ずれて転落してというようなことにはならないとは思いますが、学校側からの立ち入りに関しての指導等も当然必要となってくるかと思えますので、そういうふうなことを含めまして、どうするかについて結論を出したいというふうに思えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 極力ですね、遺族会、学校側とですね、協議をしていただいでですね、最善のほうを、安全面を考慮したところでですね、子どもたちがけがのないようにしていただきたいといいます。

2番のグラウンド整備に入ります。

グラウンド整備についてということですが、地震以降ですね、かなり甲佐小学校、龍野小学校、乙女小学校、かなりよくなっております。ただ、白旗小学校に関してはですね、ちょっと荒れたように思いますが、荒れているように思いますが、維持管理費のですね、年間予算というとは幾らぐらいあるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） グラウンドの維持管理費ということでの質問にお答えしたいと思います。

直接グラウンドの維持費ということで予算化はしておりませんが、グラウンドの整備用等の山砂等の原材料として、白旗小学校につきましては年間に3万円程度を計上をさせていただきます。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 年間3万円計上ということになっておりますけれども、PTAの方々もですね、年間、お聞きしたところ、前は2回しとったけども、今は1回というふうになってはおりますけれども、白旗小学校の場合ですね、駐車場が狭くてですね、なかなか、普通ならば卒業式とか入学式、多いときはグラウンドの中に入れるわけですがけれども、かなり荒れているように、草だらけですね、花壇のほうもですね、職員室の前、花壇のほうも、花壇ではありますけれども花壇じゃなくて、花壇の中の泥は下に、側溝のふたの上に落ちているような状況ではあります。ただ、入学式とか卒業式はですね、桜が咲いておれば、そこで写真を1枚撮りたいなという親御さんのですね、気持ちもあろうかと思っておりますけれども、状況に関連してはですね、学校主事さんという人ももちろんおられます。でも、あの広さで一人では無理と思います。職員室の前にもソテツですか、入っておりますけれども、なかなか職員室の前からですね、グラウンドのうほうに入ろうとは、今現状はできません。それに関連しては、それも写真を撮ってございましたけれども、ちょっと忘れてですね、それはもう確認済みと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 日ごろのグラウンド整備、また職員室のほうからのグラウンドまでの進入路ということについての質問にお答えをしたいというふうに思っております。

日ごろですね、小学校に確認しましたところ、日ごろ、児童会による愛校作業で草取りや運動会の前練習前や練習後にですね、草取りの実施はされているとは聞いております。また、グラウンド周辺の草については、先ほど議員おっしゃられたとおり、学校主事を中心にですね、草刈りが行われているところがございます。ただ、議員おっしゃられるように、来校者からですね、見て、整備ができていないということであれば、白旗小学校だけでなく全校に連絡をとり、環境整備については学校全体で取り組んでいただくよう指導していきたいというふうには考えております。

また、校舎側から進入する道路につきましては、議員おっしゃるとおりソテツ等ですね、があって、クランクのような形で入っていくような形になります。また、今白旗小学校につきましては、白旗仮設住宅等にですね、花を届けるということで、校舎の前にですね、花の育成をされていますので、通路等がですね、若干狭くなっておりますので、それについてはですね、学校側に通路の確保をしていただくようお願いをしておりますし、ソテツ等についても、今後ですね、検討しながら、校舎側からグラウンド側にスムーズに通行できるような形で検討していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） やっぱりグラウンドへのですね、車両の出し入れはですね、していただかないと、もしもですね、子どもたちが、体育の授業、放課後等ですね、あそこでももしもグラウンドで倒れたりけがをした場合、救急車両が来る場合ですね、通路がない

と、わざわざ、今現在は玄関の前、何か古い橋ですね、古い橋の前か、あっちの駐在署の前しかございませんので、緊急の場合はですね、1分1秒をですね、時間をとる時間がありますので、その点はですね、ちゃんとしっかり学校側とも協議しながらですね、運動場にもやっぱり緊急車両が出入りできるような手配をですね、協議していただきたいと思えます。

それに関連してですけれども、真ん中の橋はですね、真ん中の橋というか、一応橋ではありますけれども、今現在通られんと思えます。あれは大丈夫な橋ですかね。もしも大丈夫じゃないなら、もう撤去したほうがいいと思えますけれども。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、議員おっしゃられておる橋につきましては、県道側、もとデイリーがあったちょっと先からグラウンドに入る橋梁だと思いますが、橋梁につきましては、老朽化もしておりますし、熊本地震の影響も受けておりますので、橋梁のですね、調査をですね、今後行いながら、今後その橋をですね、今言われるように撤去するのか、どういうふうな形で活用するのかですね、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 前回、あの橋は危ないということで、何か網のネットも張ってありますけれども、それは調査されてですね、していただきたいと思えます。できるならばですね、駐在署のほうからもですね、車が入るようにですね、考えていただくならばと。なかなか現段階では厳しい状況ではありますけれども、あっちからでも入られるようにですね、していきたいと。

グラウンドのですね、中にある、駐在所の下にあるトイレですね、トイレも以前からあそこにありますけれども、以前からこの話は上がっておりましたけれども、男性の場合はいいですけれども、女性の場合はですね、何か下から虫がどんどん湧いてくるという話で、トイレ自体は改修ができやせんものか、ちょっとお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） グラウンドにあるトイレの改修はということでお答えしたいと思います。

グラウンド等にある外部のトイレにつきましては、白旗小学校だけではなく全体的にですね、改修が必要だと考えております。今現段階では、平成31年度に学校施設長寿命化計画をですね、作成する予定としておりますので、その計画の中で改修を行っていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 計画的にですね、改修を行うということで、極力ですね、早目に、あのトイレはもう大分前からあると思えます。あのトイレはですね、やっぱりちよっ

とですね、わかりませんが、余り言うとはですね、水洗にした場合、水の流れもありますし、やっぱりいろいろ無理難題が出てくるかと思えますけれども、極力ですね、できるように検討していただきたいと思えます。

あと、今の慰霊碑から、教育長、どう思われますか、学校の環境整備ですね。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 特に白旗小学校のことについて質問されておりますけど、どの小学校についてもですね、学校施設の環境美化、そして環境整備というのは、児童生徒の安全・安心の完全な確保というのがまず第一、それに加えて環境教育とか情操教育という観点からも、常にきれいに、そして適切に安全に管理されている必要があるというふうには考えております。

今後とも、各学校の状況に応じて、そして慰霊碑等につきましては遺族会等の関係する方々と協議をしながら、適切な安全・安心できれいな環境整備が行われるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 環境整備に当たってはですね、いろんな学校側と協議をされてですね、お願いしたいと思えます。

3番目の学びの森についてということですね、最後になりますけれども、学びの森についてはですね、子どもたちがですね、そこで自然との体験というか、いろんな観察とかですね、する場ではありますけれども、ちょうど慰霊碑の横と裏になるんですね。ところが、地震じゃなくて水害以降ですね、水害以降かなりあそこのアスレチックというんですか、ロープを上、道路側にですね、登って行って、もう水害ですね、岩だらけになっております、登り口も下も。ああいうところですね、けがをした場合ですね、何らかの大きなけがが出るんじゃないかろうかと思えます。

学校課長も確認はされておりますけれども、滑り台、山から上の滑り台ですね、あれもかなり荒れていて、荒れていて言うたらきれいな言葉になりますけど、甲佐弁で言うとかやぼくらというんですね、やぼくらのようになっています。それとアスレチック、ちょっと観察の何か、子どもたちが掘った湧き水を利用した観察ですね、そこも何かもう草が生えて、木が生えてめちゃくちゃになっています。ただ、あそこの敷地はですね、どこからどこまでが学校の敷地か、ちょっと自分もちょっとわからんです。その管理体制はどうなっているか、課長のほうにお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、学びの森の管理体制ということで、質問にお答えをしたいと思います。

学びの森につきましては、平成19年度から熊本県学びの森活動推進事業を活用して整備を行ってきているところでございます。県の学びの森推進事業はハード事業とソフト事業とあり、ハード事業につきましては、5カ年で100万の事業費がっております。ソフト事業については、毎年30万の事業費を活用させていただいております。ただ、ハード事業

の期間5カ年につきましては、5年間活動した後については、1年間明けてからの事業採択ということになりますので、スパンでいくと6年間という形になるんじゃないかと思っております。近年でいきますと、ハード事業は平成25年から平成29年までと実施を行っております。今議員おっしゃるとおり、木ですね、雑木等も結構生えておりますが、28年度に環境整備工事として、学びの森の一部の剪定は行っているところがございます。平成30年度につきましては、ソフト事業だけということですので、環境学習として学びの森を活用したシイタケ栽培や木工教室が今計画をされているところになっております。

現在、議員おっしゃるとおり、学びの森の木も張り出してきておりますので、学校と協議をしながら予算の範囲内で剪定をしていきたいというふうに考えております。また、滑り台等についても、今後学校と協議をしながらですね、どのように活用していくかという部分についても協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 予算の範囲内ということではありますけれども、あそこですね、学びの森に当たってはですね、なかなか学校の先生あたりでも、かなり無理かと思えます。これは、建設課で町道の草刈り等をシルバーの方をお願いされると思えますけれども、その中の方にも剪定が専門の方とか、いろいろですね、職種によっていろいろな方がおられると思えますけれども、そういう方をですね、活用していただき、もう要らんものは切ったほうがいいですよ、あれは。また伸びますけん、枝あたりもですね。ただ、やっぱり子どもたちが安全でですね、安心して学べるですね、環境づくりをとっていただきたいと強く要望したいと思います。その予算範囲内ですね、できる範囲、学校主事さんで一人でもうできないとであれば、シルバーさんを使ってでも、使ってもって失礼ですけど、来ていただいて、草を刈っていただくと。

花壇はですね、どこかで見ましたけれども、きれいな芝桜が咲いていました、どこかにか。それとツツジとか、いっぱいきれいとかあるじゃないですか。そういうとをですね、ちゃんと環境整備の中でですね、ちゃんとグラウンドも、学校敷地内だけじゃなくて外回りもですね、ちゃんとした環境を整えるようにですね、お願いしたいと思います。

全体にはなりますけれども、今のお話、教育長はいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 白旗小学校の学びの森につきましては、白旗小学校児童たちがですね、日常的に自然の中で活動する、そしてなれ親しんでいる貴重な施設であるというふうに考えております。そのような場所ですので、安全に使用できるように、そして美しい環境が保たれるようにしなければならないというふうに考えております。隣接しております、先ほどからありました慰霊碑の隣ですので、慰霊碑の管理とともにですね、学校と協議して、きれいで安全な環境になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君）　そういうことですね、学校の環境づくりもですね、白旗小学校だけじゃなく、甲佐全体ですね、町立小学校、中学校ですね、みんな、たまには足を運んでですね、学校の先生あたりにも「何かないかな」というふうに聞いていただき、いろんな予算に関連してもですね、スムーズなよりよき予算を使っていただけるようお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、町長ですね、意見を、維持管理ですね、小学校あたりの環境整備、あと維持管理についても、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君）　町長。

○町長（奥名克美君）　ただいままで議員の思いを篤と述べられましたけれども、こと白旗小学校に限って申し上げますと、依然グラウンド、それから校舎の間に法面がありまして、その法面を生かしたところでの植栽活動であるとか、あるいは草取り等もですね、行われていたように思います。ただ、最近子どもの数も少なくなって、また先生のいろんな時間的にもですね、なかなかそういう余裕がないんだろうと思いますけれども、そういう中でも、やっぱり子どもたちと触れ合いながら、そういう花壇の手入れとかですね、植栽活動であるとか、一緒に触れ合うということは非常にこれも大事なことであろうかと思えますので、子どもの自然学習あるいは情操教育の面から考えても、そういう議員のご指摘のような声があるということですね、これは教育長のほうにおいて、校長会議等もありますので、そういう場面を生かしていただきながら、校長のほうからですね、指導の側の教育長のほうからの指導のほうもお願いしたいというふうに思います。

また、教育総合会議とか、そういう場面でも、私も入るメンバーの会議等もありますので、そういう会議等においても、この環境整備のことについてはお話をしておきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君）　宮本議員。

○4番（宮本修治君）　ありがとうございました。環境整備に当たっては、なかなかですね、グラウンド等にはですね、行く機会がございませんので、たまたまこの前行ってですね、余りにもひどかったものですから。子どもたちのためになることですので、先生たちもですね、みんなじゃありませんけど、もうちょっと熱を入れてですね、学校に携わる方は指導者としてですね、子どもと一体となってですね、子どものために何が重要か、今、触れ合いと町長がおっしゃられましたように、触れ合いの授業も大切じゃなからうかと思えます。それをまた強く要望いたしまして、自分の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君）　これで、4番、宮本修治議員の質問は終わりました。

少し時間が早うございますが、昼食のために休憩したいと思います。

午後は12時50分から始めたいと思います。お疲れさまでした。

休憩　午前11時45分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、宮川安明議員の質問を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） それでは、7番、宮川です。一般質問を行いたいと思いますが、通告書のほうにはですね、職員教育についてというのを先に、農業関係についてを2としておりますけど、農業関係から入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、農業関係に入ります前に、町長にお尋ねしたいんですけども、甲佐町の基盤産業といたしますと、私は農業だと考えておりますけれども、町長も同じ考えだと思っております、いかがでございませうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） もう一貫したところでですね、本町の基幹産業は農業ということでも申し上げておりましたし、その考え方は変わっておりません。

以上です。

○7番（宮川安明君） そういうことですね、我が町の基幹産業である農業について質問をさせていただきます。

まず、本町の農業の現状と課題についてと、非常に大きなテーマを出しておりますので、その中で、今日は人・農地プランの問題、それから農政課としての地域活動支援、また法人への支援策、乙女台地、糸田の圃場整備、それから認定農家の問題、それと外国人労働者というようなことで質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、今、人・農地プランを本町でやっておりますけど、人・農地プランの目的といますか、今の現状、それから課題等について、担当課長に答弁をいただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 人・農地プランについてご説明申し上げます。

人・農地プランにつきましては、農業従事者の高齢化、後継者不足により、地域農業の担い手不足が進む中、5年後、10年後の将来において、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、集落の話し合いに基づいてまとめる計画というのが人・農地プランということになっております。

この人・農地プランの話し合いの議題としましては、今後の中心となる経営体、経営体といいますと個人であったり法人であったりします、この中心となる経営体はいるのか、誰なのか、地域の担い手は十分に確保されているのか、将来の農地利用のあり方や近い将来の農地の出し手の状況、中心となる経営体とそれ以外の農業者、兼業農家であったり自給的農家のことですが、それらの各経営体の役割分担を踏まえた地域農業のあり方など、広範囲にわたって話し合いをするということになっております。その中でも、ただいま述べましたのは、人・農地プランの目的でございませうが、甲佐町におきましても、全国的な流れではございませうが、地域の担い手、労働力をどうしていくのかというのが現時点で重

要な課題というふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 労働力をどうしていくのかというのが課題ということでございますが、私はですね、近年、この人・農地プランについて、少し申しわけないけどですね、この人・農地プランをどうしたいのか、どのような形で持っていかれるのかという目的が少し薄れているんじゃないかというような感じがしておるところでございます。ただ単に話し合いを進めて、参加される地域のリーダーの人たち、また、自分たちの地域を今後どのように進めていくかというようなことでやっておりますけれども、そういうことをするために、どういう計画で、私たちがこれを受け入れて、自分たちで目的とか手法を持ってですね、やっておられるのであれば、もう何も行政が手助けというか、介入するところはないんじゃないかという思いがありますけれども、どういう手段でやるかというところがですね、今後、行政側に問われてくるんじゃないかというふうに思います。また、一番大事なことは、今おっしゃった労働力の不足じゃないかというふうに思っておるところでございます。行政が人・農地プランについて、今申しましたように、何のためにやるのかというのをですね、もう少し明確にして、今後は進んでいただきたいというふうに思います。

次にですね、農政課として地域活動の支援はということで質問を投げかけておりましたけれども、ちょっと私の質問の意図が課長のほうにうまく伝わらなくて、私はこの人・農地プランについて、課題をあるから、その課題についてどう支援するかというような気持ちで質問したんですけれども、課長のほうから、中山間地域支援直接支払、それから多面的機能支払事業についての答弁ということで、申しわけございません、これは今言いましたように、人・農地プランについての質問でございましたので、割愛させていただいて、次の機会に是非お聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、法人への支援策につきまして、法人に対して町としてどのような考えをお持ちかということを担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 法人につきましては、議員各位ご存じのとおり、現在七つの法人が活動を行われております。この法人につきましては、支援策としましては、まず資金面におきましては、設立から3年間は初期運営費用ということで、これは法人経営の早期安定を図るという目的で、県費50万、町費20万の70万円を最高限度額として補助を出すということで事業をやっております。これが設立当初から3年間ということで、ファーム吉田以外につきましては、もう3年間経過をしておりますので、初期の運営費用という補助については昨年度で終了と。ファーム吉田のみ、本年度3年目ということになっております。

また、経理につきましても、なかなか複式会計で整理をするということで、そういう企業に勤めておられた方ですと経理のほうもスムーズにいくんですが、なかなか経理も思う

ようにいかないということで、各法人さんが単独で税理士事務所等と契約をしますと、それぞれ何十万と、たしか最低でも50万ぐらいだろうと思います、税理士事務所のほうが委託料ということで取られます。現在はその七つの法人さん共同で勉強会という形で指導に来ていただき、また決算のときには決算書類等の審査を共同ですというようなことで、団体の契約をするというような形式をとっておりますので、法人さんの経理面の税理士事務所へ払う費用面については若干少なくなっているというような状況でございます。

また、今後の運営でございますが、現在、JA上益城が定期的に各法人の代表者会議を実施されております。農政課もその会議に参加をしているというようなところなんです。この代表者会議におきまして、前回の代表者会議におきまして、法人のほうから、米、麦、大豆主体の法人、ほとんど米、麦、大豆が主体と、錦郷については、大豆、麦も余りできないということで米主体というようなことになっておりますが、米、麦、大豆以外で法人の直接経営農地において栽培に適したものはないだろうか。

当然JAさんも、販売、またその生産については担われるところがありますが、そのときに上益城地域振興局がまだその法人の代表者会議に入っておられませんので、地域振興局の農業振興普及課、こちらのほうも一緒に来ていただけるならばどうでしょうかというようにお話をしました。これは以前、本郷議員から別の案件で質問があったんですが、以前、農協、県、町で営農協議会というのをつくっておりました。それが、もうかなり以前からなくなっております。営農協議会では甲佐町の今後の農業についてどういうふうに進めていくかというのを、JA、町、県で話し合いをしていたところですが、現在そういう組織がなくなっております。代表者会議、せつかくの機会ですので、そういう形でいかがでしょうかという提案を申し上げたところです。

また、県の農業普及振興課長のほうにも、前回の代表者会議でこういう話題が出て、是非、振興局のほうも参画していただけないでしょうかと、出席いただきけませんでしょうかということで私のからお話をしましたところは、それはもうこちらのほうからお願いしてでも出席をさせていただきたいというような快諾をいただいているところです。

さらには、各法人が必要とされる農業用機械の導入につきましては、高額な機械が主流でございます。小さい機械であれば100万行かないのもありますが、基本的にコンバインとかになりますともう1,000万というようなことで、これにつきましては、できるだけ県の補助がつくように町のほうとしても努力をしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど人・農地プランのところでも答弁申し上げましたが、法人が現在、直接経営をされている面積というのが少のうございます。今後、直接経営を行う場合、先ほどもありました労働力不足というのが障害の大きな一つの原因というふうに考えております。この労働力の確保について、町として支援できることがないかというのにも検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） やっぱり法人設立の当時の目標というんですかね、それは、農

業従事者の高齢化に伴う労働力の不足と、これを補うために、各集落の担い手を確保するために設立されたというふうに理解をしているところでございます。

内容については、農政課の課長が一番把握されていると思いますが、私が聞くところによりますとですね、非常に法人経営についてなかなか厳しくて、労働力を確保するための資金や機械導入のための資金の確保が難しく、現在法人で、今おっしゃった直接管理をされる方式と、農家の皆さんにお願いして圃場を管理する方式ということで行っておられるということで、今課長も心配しておられました、私もここが一番心配しているところなんですよ。

というのが、直接経営される圃場というのは急激に増えているわけですよ。大体7法人ありまして、一つの法人が2町か3町ぐらいの直接経営じゃないかというふうに思っております。将来的にはですよ、これは集積をしております。各法人さん、20町ぐらいかな、数字は正確にわかりませんが、大体20町ぐらいと私は思っています、20町ぐらいを自分たちで経営しなくてはいけないということです。と申しますが、やはり集積協力金、甲佐町に対して2,400万だったですかね、2,400万、七つの法人で、国のほうから補助金をいただいているということで、もうそれは必ずその20町をやるんだ、やらなくてはいけないというところになっていきますので、その辺が非常に、労働力というところに危惧するところでございます。

それともう一つは、米、麦、大豆でやっておられると言うけれども、これももう何といいますかね、生産物の価格にしましても、皆さん「本当か」というようなことだろうと思えますけど、麦につきましては60キロで780円という価格なんですよ。これは本田議員あたりは麦をつくっておられるから間違いじゃないと思うんだけど、780円の麦を4俵つくったってというようなこと。ですから、やはりそういう面からしても、適地適作等々で考えておられると思うけれども、やはりそういうところまで踏み込んだところで考えないといけないのかなという気持ちであります。JAとお話しされるということでございますけれども、JAはJAでやられるでしょうけど、やっぱりそこまで考えんといかんのかなという思いがしておりますので、その辺を考えたところでの支援をやっていただければなというふうに考えております。

課長、確認ですけど、その20町というか、集積した面積は、法人がやはり直接経営しなくてはいけないということになるんでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 集積しました農地につきましては、基本は法人さんが直接経営というのが原則でございます。ただ、今、圃場管理、各出し手の農家のほうにさせていただくという方法もとれる関係で、現在は両方をしていて。その圃場管理していただいているの農家が今後高齢化して、農業を続けることができないと、法人さんに預けているので、当然「法人さん、後はお願いします」という面積は急激に増えてくるものというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 課長の答弁のとおりですね、やはり頑張っただけでも、それができないから法人を立ち上げているんだから、法人さんがきちんと経営をされるようなですね、そういう支援の方法というのを是非考えていただきたいということをつけ加えまして、この質問を終わります。

次に、乙女台地と糸田の圃場整備の進捗状況と申しますか、状態はどうなっているかということについて、担当課長のほうから説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 乙女台地及び糸田の水田地帯の圃場整備の進捗状況についてご説明申し上げます。

どちらの圃場整備の推進につきましても、地震を言いわけにするといけません、28年の地震がありまして、平成28年度、平成29年度、ほとんど進んでいないという状況でございます。乙女台地の畑地帯の圃場整備については、宮川委員も推進会議のほうに参画していただいておりますので、状況はご存じだと思いますが、現在の状況についてご説明を申し上げます。

推進委員さんを各集落から出していただいております。この推進委員さんの委嘱期間が切れておりましたので、昨年12月に旧推進委員さん及び4田口、それに中山の嘱託員さんにお集まりいただきまして意見交換を行っております。その場で新たな推進委員さんを出していただくようお願いをしているところです。本年の5月14日に新しい委員さんを選任いたしまして、委嘱を行って、今後の推進をどういうふうに行っていくかということで協議を行っております。

この5月の推進会議におきましては、推進委員さんのほうから前回の意向調査というのが、震災前の意向調査、それに個人単位でこの事業についてどう考えますかというような意向調査であった関係で、今回は各所有者が持っておられます筆ごと、例えばAという土地についてはかたてもいいけど、Bという土地はいろいろ問題があつてかたれないよと、かたりたくないよというような、ちょっと小さい意向調査をしたほうがいいだろうというようなことで、現在この意向調査を各地権者の方に発送をいたしております。

今月、意向調査については締め切りを設けて、出していただくようお願いをしておりますので、意向調査の提出がありましたものにつきましては、畑地帯の字図のほうにですね、各地権者の方の意向、色分けしたような地図をつくりまして、さらに推進会議の中で今後どのように進めていくかということをお打ち合わせをして、進めていきたいというふうに考えております。

次に糸田地区ですが、糸田地区につきましては、私が28年に農政課長になりました後に、5名まだ未同意の方がおられるというようなお話を聞いておりましたが、現時点では3名ということで確認をしております。この3名と申しますのも、糸田地区につきましては、入り作の方がかなりおられます。糸田の圃場整備の考え方としまして、まず地元、糸田の方の同意を100%になってから、入り作の方の同意をとろうという話で進んでおりました関係で、先ほど申し上げました未同意3名というのは、糸田の方、それと、入り作の方が

まだ説明がしていないということで、今後の進め方については、また改めてですね、糸田のほうと協議をして、もう地元100%になってからということではなくて、入り作の方にももうそろそろ説明をした上で、入り作の方のお考えも聞く必要があるのではないかとというような思いでいるところです。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） やはりですね、この基盤整備については、今課長が答弁されたように、土地所有者の同意がなければどうにもできないという現実がございます。ただ、そのほかにもやっぱり地域の皆さんの熱意や協力も欠かせないことじゃないかというふうに考えます。地域に任せて事業を進めるということは、非常に私は難しいところが出てくるんじゃないかというふうに考えるんですよね。できる分は地域で協力してもらったりせんといかんけど、やっぱり行政の関与といいますかね、やっぱり行政が中に入ってですよ、やっていただくようにしていただきたいなと思うんです。

例えば、糸田でしたら3人の方が同意に云々というような問題、そういう場合、地域に任せっぱなし、任せっぱなしというと失礼ですけど、任せとだけじゃなくて、そういう方のところにやっぱり行政として説明に行くなり何なり、そういうことをするべきじゃないかなというふうに思いますし、また、田口につきましても、この問題はもう私の記憶的には3度目かな、何回か出ては消え、出ては消えしている問題なんですよね。あそこの大豆にしても、非常に甲佐町としては、以前から言っていますように非常に市内にも近いし、農業をやるにしても土はいいし、いいところですから、是非この事業を私は進めたいというふうに思っておるんですよ。ですから、是非、今言いましたようにですね、行政で関与してなくてはいけないところには積極的に関与していただくようお願いをしておきます。

続きまして、認定農業者についての質問をします。

今、甲佐町の認定農業者の現状について説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 認定農業者の現状についてご説明申し上げます。

本年5月末におけます認定農業者登録者数は86名でございます。86名の内訳としまして、法人が14、個人が72、この法人の14のうち7は各集落でつくってあります法人ということになります。個人の認定農業者を年代別に見てみますと、30代が3名、40代が7名、50代13名、60代以上が49名ということで、40代以上の方が、個人の場合68%が60代以上の方が認定農業者ということになっております。また、近年の新規認定状況につきましては、平成27年度が10、これは法人が7、個人が3と。法人7のうち6が集落の法人さん、個人は3名と。28年度につきましては4ということで、法人が1と個人が3、29年度が個人の1件ということになっております。認定期間が5年間ということで、5年間を経過し更新を行われなかった方が、平成29年度におきましては5件というような状況でございます。

これらの年代別の状況を見てみますと、また繰り返しになりますが、地域農業の担い手

である認定農業者についても、高齢化、後継者不足という状況が見られるような状況ということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 86名中60歳以上が49名と、最後に課長が申されたように、非常に高齢化が進んでいて、甲佐町の認定農家として担うにはどうかなというところに来ているということでございます。

ただ、この認定農家さんについて一つお願いといいますか、したいのは、結局、5年後を目標に出しているわけですね、規模拡大を何ぼしますとか、生産物をどうしますとかいうのを、そういうことを出して認定を受けているはずなんですね。ですから今、5年間のうちの2年目でも3年目でも結構ですから、どういう状況なのかと、認定農家さんには、こういう状況だからもう少し頑張ってくださいよとか、どうして規模拡大できないんですかとかいうようなこともする必要はあるんじゃないかなというふうに感じておりますので、是非そこは農政課としてやっていただきたいということをお願いをしておきます。答弁は結構でございます。

次に、最後の質問でございます。これは最後ですので、町長のほうにお答えをいただきたいというふうに思っております。

今、岡本課長といろいろと、人・農地プラン、それから法人の問題、認定農家の問題というふうにやりとりをしてきたわけでございますけれども、いずれにせよ、突き詰めるところが労働者の不足だということになるというふうに思っております。甲佐町ですね、農業につきましては、今、農家数、農業従事者というんかな、884名だと。その中で40代以下の方は25名と。これは2015年の農業センサスで出ている数字でございます。農地はと申しますと、田畑合わせますと約1,500ヘクタール、1,500町ですね。そうしてみますと、単純に計算してですよ、1,500町の農地を、40歳以下でしますと25名でやっていかなければならないというのが現実の問題。計算上はですよ、そういうことになっているんです。そういうことを考えますとですね、非常に不安でならないんでございます。

そこで、町長にお尋ねしたいことはですね、今現在、国や県ではですね、そういう労働者の確保のための対応としてですね、外国人労働者を視野に入れてやっておられます。本町としてもですね、やっぱり今後、労働力確保のためにはですね、このような外国人労働者に頼らなければならない状況になるんじゃないかと思いますが、その前に何かこう、事前にそういう準備をしていくようなお考えがないか、その点を町長のほうにお尋ねをいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） ただいままで、議員と、それから農政課長とのやりとりを聞いていく中でですね、非常に認定農業者の現状についても、課長が答弁しましたとおり、非常に高齢化しているのは、これは間違いない。今後、その農地をどうやって限られた人員で守っていくのかということ、非常に悩ましい問題でもありますし、非常にこれは大きな問

題だと理解しております。

そういう中で、昨年の9月2日の熊日新聞の記事の中です、ね、「外国人就農へ、トップ提案」という記事が掲載をされております。これによりますと、県は1日、熊本地震や全国的な人手不足で担い手が足りない農業分野に外国人労働者を受け入れる国家戦略特区を国に提案したというような内容の記事が掲載されております。論議、議論されております、国のほうでも移民政策等のです、是非についてはともかくといたしまして、各産業分野においても、とりわけ重労働と言われるような、そういう業種においては、人材不足により外国人の労働者は今後増加していくんじゃないかということが予想されます。過去においては、外国人労働者の受け入れの業種としては、要するに3Kと言われるような業種、適当かどうかわかりませんが、そういうような表現をされた時期があつて、建設業であったり、また最近では福祉分野についても、非常になり手がいらっしやらないような状況が生まれてきております。

そういう中でです、ね、国においても外国人の農業分野への従事について、農業従事者の高齢化あるいは後継者不足に対応するため、検討を始められたというようなことであります。現行のです、ね、法規定の中では、外国人を農業分野へ労働者として受け入れを行う場合には、国家戦略特区、農業支援外国人受入事業、または外国人技能実習制度、こういった制度を活用しなければならないこととなっておりますけれども、ただ、これらの事業制度においては制約も多くです、ね、利用しにくい部分もありますので、先ほど私をご紹介しましたような特区の提案が熊本県から行われたというようなことであります。

そういう状況です、ね、甲佐町の農地を守り、そして農業を永続的な産業とするためには、この外国人の労働者の受け入れについても真剣に検討を行う時代が到来してきたのかなというような認識を持っているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 是非そういうことです、ね、考えていただきたいというふうに思います。

実は先日、やな開きのときに坂本代議士とお会いする機会がありまして、そこで代議士ともこの問題についてお話しさせていただいたんですけども、やはり特区で申請しているのが熊本と新潟と、もう1県どこかあるらしいんですね。是非それで、熊本県としてもこの特区で進めていきたいというようなお考えを申されておりましたので、受け皿を、ですね、うちの町としても、こういうことがおりてきたときはすぐ動けるように、よろしく願いをしておきます。

以上です。

続きまして、職員の教育について、職員の資質向上についてということで質問をさせていただきます。

この質問につきましては、ですね、やはり、私の考えですけども、やはり町長が国や県、それからそのほかから、いろんな事業や制度等を、ですね、持ってきて、自らが持ってこら

れてもですね、やはり町長自身がやられるものではない、できるものでないと。やはり事務処理や事業執行するに当たっては、やはり職員の皆さんが頑張ってやらなくてはできないというふうに考えているわけです。そういう中でですね、ここ約10年、端的に申せば奥名町長になられてから、かなりの職員の方が入庁されているというふうに思います。その中で、そういう若い職員の方に対してどういう教育をされているのかというようなことをお聞きしたくて、質問をするわけでございます。

まずは、そういう中で、最近の職員の採用状況ということについてお聞きを申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 最近の職員の採用状況ということで、平成20年度から今年度、平成30年度までの新規採用職員につきましては、一般職、それと行政職としての採用者数が48名、それと社会人経験者としての採用が17名、それと保健師などの専門職として採用したものが7名ということで、合計72名になるところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 72名の方を採用されたということですよ。それは、言いましたように、奥名町長が就任されてからですかね、その辺、ちょっと。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 奥名町長が就任されましたのは平成19年の9月というふうになりますので、先ほど答弁しましたように、平成20年度採用者からが奥名町長になってからというふうになります。先ほど答弁しました、合計72名というふうになりますけれども、このうち8名の職員が中途退職をしておりますので、現在職員として従事しておりますのは64名というふうになります。現在、町職員の全体職員数は124名というふうになりますので、約5割、50%ぐらいの職員になるというふうになります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 全体数が124名で51.6%、もう半分ですよ。それはそれでいいんですけども、ちょっと気になるのがですね、8名の方が途中で退職をされているということで、そのあたりのことはどうだったのかな。いろいろ退職されるに当たっての理由はあると思いますけど、そのあたりの原因といいますか、原因の究明等々についてもやっておられると思いますけど、どうかな。やっておられるでしょう。やっておられるというところで答弁は求めません。そういうことでですね、やっぱりそういう、なぜやめられるのかということはどうですかね、やっていただきたいというふうに考えるわけです。

問題は、このような新規採用者が多くなっている中でですね、担当課で若手職員が仕事をしやすいように、どんな対策をとるべきなのかなというふうに思うわけですね。私が言いたいのは、今言ったように、新入職員、新しい人をどう育てるか、担当課としてどうするのかということをしっかり考えていただきたいというふうに思うわけです。考えておるとはおっしゃるでしょうけれども、もう少しですね、もう少しちゅうか、しっかりと考

えていかなければ、この8名の方々、やめていかれる、年に一人ぐらいやめていかれるんでしょうから、そういうところもやっぱり、しっかり考えてもらいたいなというふうに思います。答弁は求めません。

次に行きますけれども、採用されたですね、その職員の方々に対して、どういう心構えで仕事に当たるように指導されているのかということをお聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 採用された職員の仕事に対する心構えについてということでございます。

採用された職員につきましては、それぞれ、地方公務員法に定められております全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念するという思いで、公務員を目指して、日夜努力して職員に本採用になったというふうなことだろうというふうに思いますので、この地方公務員法の趣旨を理解した上で、本町住民の方々の福祉の向上でありますとか生活の安定向上のために業務に当たってほしいというふうなことで考えております。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 職員として採用になった人たちですのですね、こういう言葉で、表現でいいかどうかわからんけれども、採用になるまでは一生懸命勉強して、役場へ入ると。役場に入ったら、「ああ、これで入ったんだな」と安心してしまおうというか、そういうことになってはいないけないと思うんですよね。役場へ入って、何もしなければ、ずっと定年まで過ごせると。是非ですね、そういうところはないと思いますけど、そういう、まず入って安心をしないように、その辺、最初が大事だと思うんです。その辺をしっかり教育をしていただきたいというふうに思います。

また、奉仕者としての公共の利益のため、やっぱり甲佐町のためと、甲佐町のためにどうするか、どうすべきであるかということですね、やっぱり考えるようにしていただきたい。具体的にはですね、やっぱり業務を行う目的とか、どのような状態で仕事をやるのか、なぜこの仕事をするのか、これは以前言ったこともあるんですけどね、なぜこの仕事をやるのかという目的意識を理解してやっていないと、ややもすると、ただ人のまねをやるだけとか、前の人やったことをやるだけとかいうふうになりますし、特に今若い人はですね、ここに課長さんたち並んでおられますけれども、課長さん方の悪いところはすぐまねしますよ。いいところはなかなか見つけてくれんけれども、学校教育課長がほほ笑んでいるけど、悪いところはね、すぐまねしますよ、本当。ですから、その辺はですね、しっかり目的意識を持たせて、何のためにするんだと、これをするによってどうなるんだというところをですね、しっかり教育をしていただきたいというふうに思います。

次に、それじゃあ、採用になった職員を、今申しましたように、担当課長さん、どのように教育をされているのかというところについて質問をいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 採用になった職員について、担当課としてどういうふう

教育をしているのかということですが、基本的には職員の教育につきましては、町全体として、町組織として取り組んでおりますので、現在そういう取り組みについて答弁をさせていただきたいと思っております。

職員の教育ということにつきましては、平成22年の3月に策定をいたしました甲佐町人材育成基本方針というものがございまして、これに基づいて現在、人材育成を意識した職場研修ということと、学習意欲を喚起する職場風土づくりということを主なポイントといたしまして、毎年度、職員研修計画を策定をして、実施をしております。

一つ目の人材育成を意識した職場研修ということにつきましては、地域の課題を発見し、解決に向けて積極的に行動できる職員を養成するために、職員全員が基礎的知識の習得、スキルアップ、業務改善に取り組む全体研修と課内研修というもの、それと、職員それぞれの階級に応じた専門的知識、政策能力を習得するための基本研修というもの、それと、町職員として求められる高度で専門的知識、実務的知識やスキルを習得するための専門研修というもの、それと、自ら学び多様性を尊重しながら積極的に行動できる職員を育成するための自己啓発研修というものを実施しております。

二つ目のポイントの学習意欲を喚起する職場風土づくりということにつきましては、学習する組織を目指して、計画的に研修に取り組むために、管理監督者である課長等が率先、垂範して職場外の研修に参加し、また、職員に対しましても積極的に各種の研修に参加するよう指導するなど、個々人の成長意欲、学習意欲を喚起し、学習する職場風土づくりに取り組み、習得した個人の能力を活用し、組織の発展に貢献する人材を育成することとしております。

このように、職員の人材育成につきましては、職場内外を問わず、年間を通じて、現在実施をしております。

また、今年度におきましては、この研修のほかに、職員の法務能力向上を目的といたしました法務研修を開催する予定でございます。これは、自治体職員として共通に備えるべき基本法務であります地方自治法、行政法、憲法、民法、その他刑法などについての研修を実施し、法務能力を向上させようとするものであります。この研修につきましては、年間を通じて6回開催をいたしまして、その研修会終了後には、必ず課内でありまして、自主的な小グループでの振り返りや研究、討議を実施するようにしております。この取り組みを実施することによりまして、将来的には、職員が自主的に能力開発に取り組み、その後、後輩職員への育成、指導ができる人材の確保につながるものというふうに期待をしております。

そのほか担当課での研修といたしまして、課内研修ということで毎月1回実施をしております。内容といたしましては、課内での懸案事項や職員それぞれが現在取り組んでいるもの、それでありまして、今後行う業務内容の説明などのほか、人権研修等についても実施をして、講師につきましては、担当課長や担当者が講師となって現在行っているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 22年3月に策定した甲佐町人材育成基本方針に基づいてやっておられるということでございます。また、今年度から法務研修等もやって、人材の確保につながるものと期待していますということでございます。総務課長ね、期待じゃなくてね、やっぱりそのようにさせて、させなくちゃいけないんじゃないかと思えますよ。期待するのも結構だけど、やっぱりあなたは総務課長で職員を統括しとるんだから、そういうところで、そういう立場にある人だから、総括できるんだから、きちっと指導をしてですね、期待じゃなくて、できるんですというところへ持って行ってくださいよ。そして、職員がやっぱり一歩踏み出すように、そういう指導をしていただきたいというふうに思うんですけれども。

そこで、次にまたお尋ねしますが、それじゃあ、そういう指導の方法については、どういうふうなお考えをお持ちですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 指導ということでございますけれども、先ほど説明いたしましたように、学習意欲を喚起する職場風土づくりにも取り組んでおりますので、その中で、部下職員に対しまして、積極的に各種の研修等に参加するよう、各担当課の課長のほうで指導をしておるところでございます。これをやることによりまして、個々人の成長意欲や学習意欲の喚起を促しているというところでございます。それと、先ほども言いましたように、課内研修におきましては講師役となりまして、担当課の中での課題、問題点等につきまして問題提起を行い、また指導等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 指導のやり方ということについてお尋ねをいたしました。私の考えではですね、やっぱり担当課長さん、あるいは係長さん方の考え方がですね、こういうほうがよいのではないかと、こうしたほうがいいのではないかと指導がなされているのかなという気持ちがあります。業務を進めていく上では、ある程度自信といいますか、こういうようにすればこういう結果になるのではないかなとか、また、結果はすぐに出ない、後からやっぱり結果というのはついてくるものですから、非常に若い職員さん方、不安な面があるというふうに思っております。

先ほども言いましたけど、いいところはなかなか見えないけど悪いところは見えると言いましたけど、そういうことばかりじゃなくてですね、やっぱりいろんなとき、課長さん、係長さん、やっぱり後押しなりアドバイスなりされていると思えますけどですね、やっぱり「大丈夫だよ」と、「やれよ」と、「あとは俺が責任持つから」というようなですね、そういう激励といいますかな、ふだんからそういうことを言って育てていただければ、若い職員さん方も成長するんじゃないかなというふうに私は思いますので、是非この点をお願いをしておきます。少なくともですね、係員に任せて、任せっぱなしということはないように、是非お願いをしておきます。

もう時間もないし、最後になりますけど、総務課長、今そういうようないろんな研修、指導をやっておられるけど、成長につながるようなものが出てきておりますか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 昨年度のことをちょっとお話ししたいと思います。

昨年度におきまして、年度初めのほうで、副町長のほうにまちづくりについての講話をしていただいております。その講話をもとに、その後、職員が数人でグループをつくって自主的に調査・研究する自己啓発研修を行いまして、年度末までにそのグループから二つの政策提言をまとめて、町のほうに提案をいただいているところでございます。今後、その提案された件につきましては、内部での実現性でありますとか経済性等を検討して、実施に移すのかどうかということはやりたいというふうに考えております。

今年度におきましても、同様に自己啓発研修を行ってもらいながら、政策提言等につながるようになってもらいたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今まで担当課長といろいろやりとりさせていただきましたけれども、副町長、最後でございます、職員教育について、私が今いろいろやりとりした中で、副町長としてどういうことを感じられたのかとか、自分の思いというのをお聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 師富副町長。

○副町長（師富省三君） 職員教育についてということで、宮川議員のほうからご質問いただいて、今、総務課長のほうから現在取り組んでいる事柄について説明をいただきました。

宮川議員おっしゃるようになりますね、日ごろの、やはり課長、係長の仕事上での指導というのは非常に大切だというふうに思っております。それ以外にもですね、今、総務課のほうで計画的に、体系的に研修を実施しておりますけれども、この研修もですね、本当に一生懸命取り組んでいただいていますし、その研修をやっただけ、あるいは参加しただけにとどまらないようにですね、効果をいかにして上げるかというようなことも、いろいろ工夫していただいているなというふうなところではあります。

また、総務課長から説明があったような研修以外でもですね、町長のこれまでのマニフェストでも示されておりますように、人材育成に対する町長の強い思いのもので、国・県との人事交流の継続、それから、人事評価制度の導入をいたしましたけれども、その導入の際には、人材育成に重きを置いた制度の運用をするように考えて制度化しております。それと、役場職員地区別担当者制度というのも町長のマニフェストにございましたけれども、それもこうさんもん元気活動推進事業という事業を構築しまして、これにもですね、職員の資質向上というものに重きを置いた事業の構築をして、実施してきているところであります。

私は、町の職員は使命感と情熱にあふれて、町民の皆さんから信頼される存在でなければならないというふうに日ごろから思っておるところでございますけれども、それからさ

らに一步ですね、前に進んで、豊かな創造力を持って、自ら課題を発見して、そして戦略を立てて政策を形にしていく、そういった人材が一人でも多く育っていくというふうなことをですね、期待しながら、いろいろこういった人材の育成を念頭に置いた取り組みをしているというところでございます。

この職員の資質向上、人材育成という課題への取り組みというのはですね、いつの時代もつきまとうものでもありますけれども、大変重要なことであるけれども、なかなか時間がかかるというのもですね、現実だなというふうにも思っております。今後ともいろいろ工夫を重ねて、根気強く取り組んでまいります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 是非その辺はお願いしておきたいと思います。

時間もかかることでしょうけど、なぜ私が今回このような質問をしているかといいますとですね、全国の896の自治体が消滅するという、日本創成会議が出しております、その中に我が町も入っているわけですね。町長もおっしゃるように、そのままにしていればだめだから、何か手を打つんだというようなことをおっしゃっています。

そういう中でですよ、御船町につきましては、コストコですね、が進出するというようなこと、それから嘉島町では、つい最近はいオンモールの西側がまた開発をされる、それから東側では電気屋さんとかHIヒロセさん、それから、いろんなことが東側でもすると、また嘉島東部では、井寺のほうで広大な面積に宅地をつくれるというような現状の中でですよ、さあ、それじゃあ甲佐町、人口増しようとか言ったときに、できますかと。このままでですね、このまましとったら、やっぱり消滅してしまいますよということですよ。

ですから、近隣の町村、御船、嘉島、益城もですけど、益城は4車線化へ区画整理しているという、そういう流れにね、やっぱり乗りおくれなようにしないとということで、企画課長が新しく、一圓課長が就任してね、そこに座っておられる。こういう近隣の町村のね、事業やっついていかれる中で、我が町は我が町として、やはりこれに勝ち、乗っからなきゃいけないんですよ。非常にあなたも企画課長として頑張られるけれども、その辺をしっかりとね、踏まえた上で、是非、甲佐町が消滅しないために頑張っていたきたいというふうに思うし、また、私もそうですけれども、奥名町長だって来年は選挙ですよ。出られるか出られんか、それはわからんけど、ずっとおられるわけじゃない。だから、あなたたちがしっかりしなくちゃいけないんですよと、私はそう思うんですよ。だから、今日このような一般質問していますので、その辺をしっかりとわきまえてね、今後、仕事に当たっていただきたいということを申し添えまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、7番、宮川安明議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

2時から会議を開きたいと思います。

休憩 午後1時51分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、3番、荒田博議員の質問を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番、荒田博でございます。一般質問通告書に基づきまして一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、防災計画について。

震災から2年経過し、本町を震災に強い町にするため、今後の計画についてということで載せておりますけれども、震災から2年がたちまして、復旧期間、復興期間と、復興期間に入っているわけでございますけれども、震災の中でですね、まず、今後の防災計画、町として震災に強いまちづくりという部分を計画していただきたいなと思っておりますが、町としての今後の計画をお聞きしたいという思いで質問を上げました。

その中でですね、まず、それとは別に、震災ときにですね、災害物資の供給のことで、実際に途中で防災行政無線でビニールシート等の配布等がありましたけれども、その中で甲佐町議会棟の下で配布するというようなこともありました。そういったときにですね、やはり議会棟に近い方で配布が終わってしまい、本当に必要だった人に行き届いていなかったのではないかと心配がございます。そういった部分で、そのあたりのことに関しては、今後どういうふうを考えられていますでしょうか、まずお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。

まず、ただいま議員が申されました物資の供給の関係ですけれども、それにつきましては、2年前のちょうど発災時におきまして、ブルーシートなどの支援物資の受け渡し場所、これが役場のみで当初ありましたことからですね、先ほど言われました、必要な方に行き渡らなかったというご指摘いただきました。これにつきましては、後日、一旦避難所等にですね、配布をし、そこから各地区へ配布した経緯もございます。

今後はですね、必要な物資が本当に必要な方々に配布できますよう、配布の方法等につきましてもですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。そういうことでですね、是非ですね、本当に必要な方に行き届くようにですね、検討していただきたいと思っております。

震災を受けてですね、コメリ等と災害協定を本町は結ばれましたけれども、そのほかに本町として災害協定等を結んだところがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。

本町におきましてはですね、そのほかに甲佐町建設業協会、これは土木水道関係業者17

業者も大規模災害等の支援活動に関する協定を締結をしているところでございます。あるいは国土交通省の九州整備局、それから熊本県トラック協会、それとコメリの災害対策センター、あるいは甲佐郵便局ともですね、大規模災害時の支援活動の協定を締結しております。一番新しいところでは3月の26日に生協とですね、生活安全に関する協定を結んだところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） ありがとうございます。ただいま、新たに協定を結んでいるところをお聞きしましたけれども、そのほかにもですね、これからまた別のいろんなところがあると思いますけれども、さまざまですね、今度は近くにローソン等もできますし、セブンイレブン等もありますし、そういったコンビニエンスストアとかですね、考え方はいろいろあると思いますので、さまざまところと協定を結んでいただければなと思います。特に応援にですね、来ていただいた市町村等とかとですね、またそういった部分を結べていけたらなと思います。

それとですね、避難所の設備拡充はということで、震災で避難生活をされて、避難所等でですね、避難されていたところで、発電機等がなくて暗かったと、電気がなかったというようなことがあったかと思えますけれども、それに対しては、今後町としてはどういふふうに、設備等は考えられていますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。

災害対策本部や、先ほど申されました指定避難所の停電対策でございますけれども、今年度、停電による災害対応の停滞や避難所運営の混乱を避けるためですね、町内の5カ所の指定避難所、これは甲佐小学校、龍野小学校、乙女小学校、白旗小学校、甲佐中学校の5校でございます、に非常用の照明並びに発電機の整備を行う予定としております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。ありがとうございます。本年5カ所にですね、用意するというところでございますので、安心するところでございますけれども、各年度でですね、増やしていただければなと思います。その中で、新たに避難所等を新設される場合はですね、シャワー等の設備もですね、あわせて考えていただければなと思います。

本町として、それでは、震災を受けてですね、特にそのほかに、強いまちづくりと、町民の方がですね、安心安全に生活できるために、町として震災計画の中でどのようなことを今後3年間でですね、されていくのか、そのあたりの計画について担当課長にお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えいたします。

震災から2年を経過しているわけでございますけれども、町では平成28年11月に策定し

た甲佐町震災復興計画、これに基づいて、復旧・復興へ向け、総力を挙げて頑張っておるところでございます。これまでの多くの皆様の支えがあって今の状態があるんだというふうに私も思っておりますけれども、甲佐町の復旧・復興を図っていくためには、引き続き町民の皆様の協力をいただきながら、まちづくりを推進していく必要があると思っております。

この復興計画に基づきまして説明をさせていただきますと、災害対応への体制の確保とかですね、発災直後の物資の保管及び供給への対応、正確な情報等共有の拡充、それから災害対策マニュアル等の整備充実と、こういうのを掲げましてですね、これを復興の課題としまして、災害に強い町にするためにそれぞれの対策を進めてまいる予定でございます。

いわゆる災害対応への体制等の確保につきましては、ソフトの面で自主防災組織の設立及び育成、それと災害時の連携を目的としました防災教育あるいは防火防災訓練等をですね、引き続き実施をしております。今年には町の防災訓練を10月の28日に予定をしておるところでございます。また、その際には女性の参画拡大、あるいは現在実施中の防災士の活動を含めですね、努めてまいりたいというふうに思っております。また、体制等の確保の中で、後世に伝えるべき資料として災害記録誌というのができ上がりましたので、これにつきましては、近日中に町内各戸に配布予定でございます。

続きまして、正確な情報提供等共有及び拡充でございますけれども、これにつきましては、当町にございましてはN T Tや甲佐町防災行政無線が利用されておりますけれども、昨年度に災害時の有線電話あるいはW i - F i設備をですね、町内の5施設に設置をしたところでありまして。今後とも、こういう防災情報の提供につきましては、新たなS N Sの活用など情報ツールの活用を検討しましてですね、災害情報の提供に努めていきたいと思っております。

また、災害対応のマニュアル等の作成の充実でありますけれども、先週開催されました町の防災会議及び水防会議におきまして、平成30年の甲佐町地域防災計画書及び水防計画書のご承認をいただきました。これは甲佐町の災害対応の基本となるものでございます。復旧・復興策対策と並行して、震災、水害対応、避難及び避難所の運営などにつきまして、地域防災力の強化に町としましてもできる限りの対応をしてみたいと思っておりますので、どうぞ今後とも皆様方のご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） 3番。ありがとうございます。今、室長よりですね、強いまちづくりにするために、いろいろな本町としての対応をお聞きいたしました。是非ですね、そのあたりで強くしていただいて、防災計画等を進めていただければと思いますけれども、今ですね、復旧に向けてですね、さまざまな予算がありますけれども、強いまちづくりをするためには、ハード面もですね、見直していかなきゃいけないと思います。そのあたりもですね、予算も絡みますし、難しいことではございますけれども、答弁は結構でございますが、町長、そのあたりも今後是非検討していただいて、よろしく願いいたします。

それでは、続いて2番目の環境問題に移っていききたいと思います。

緑川の水質及び清流への回復はということで載せておりますけれども、まず、なぜこのようなことを載せたかと申し上げますと、昨年、震災も、これもですね、1番、当の震災の影響であろうと思いますが、昨年の秋口だったでしょうか、台風等、大雨等の影響で緑川がですね、白濁した濁りを二、三週間続くようなことがございました。そのときにですね、緑川漁協として対応をしてほしいということで、県、国交省あたりにですね、要望を出しまして、各関係市町村の方々に各河川の状況並びに原因を追求していただいた経緯がございますが、そのときは清和等の緑川本流の上のほうがですね、土砂崩れ等の、その土砂の地質がそういった成分を含んでいるというような内容でございました。

がですね、本年の4月ごろ、鮎の天然湖上の放流等をですね、行っているときに、雨の影響で緑川本流が濁っておりまして、逆に御船川のほうは、雨が降ってから1日、2日で濁りはとれている状況でございます。御船川と緑川の合流地点ではですね、きれいに真ん中で、きれいな色をしたものと濁った色というふうに分かれるような状況でございます。そういった部分で、6月になりまして、鮎の解禁、先週はやな開き等ありましたけれども、緑川の本流がですね、特に雨等が降ったときには濁りがとれるのはかなり遅いというような経緯がございます。

そういった部分で、その濁り等をですね、解消できないかということで質問いたしました。そういった経緯等は担当課長はご存じでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 緑川の水質についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

一昨年の震災及び豪雨災害以来、緑川の水の濁りがなかなかとれなかったことにつきましては、地震及び豪雨災害等によりまして、山腹崩壊等で河川に面した山肌がむき出しになったことや、崩落しまして川の中に堆積しました土砂等が、出水期に水量が増えたことで押し流されていたということが大きな要因だと考えているところでございます。

しかし、震災及び豪雨災害発生から約2カ年が経過しまして、損傷しました本川や支川関係の復旧工事も進んでおりますことから、震災等を要因とする濁りは今後徐々に薄まってくるものと考えているところでございます。

震災以前からでございますが、出水期に緑川が濁ることにつきましては、上流にダムがあるということも要因の一つとして考えられるところでございます。ダムにおいては、選択取水を行うことで、洪水時に流れ込んだ濁った水をできるだけ流さないような工夫もされているところでございますが、大きな台風や集中豪雨に遭いますと効果が発揮されにくいようでございます。さらに、他所の例でございますが、流域に畑地が多いと濁りが発生しやすいという研究結果も目にするところでございます。

河川の水質汚濁については、土地利用のほか、地質や降水量、地形など、さまざまな要因が考えられ、流域市町を初め国・県等関係機関が連携して取り組んでいかなければならない問題であると認識しているところでございます。今後も国・県・流域市町村等、行政

機関が事務レベルで組織しております、白川・緑川水質保全協議会などで現況報告するとともに、改善に向けた要望を行ってまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことですね、今後の対応のこともおっしゃっていただきましたので、そのあたりですね、すぐに直るようなことではございませんので、本町だけですね、この濁りの問題を解消できることはできませんので、各関係機関、またそういった機会があればですね、担当課並びにまた町長もですね、是非そういった現状を知っていただいて、要望していただければと思います、町長いかがでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、議員のほうから、緑川の濁りに関する質問が来ておりますけれども、近年、以前のような清流緑川といったイメージが薄れてきているというのはご承知のとおりだというふうに思います。先般開催をされました町の嘱託員会議におきましても、そういった緑川の水質についてご意見が出ております。

以前もですね、これは選択取水の設備ができる前ですけれども、私も議会のほうにおりまして、そのときにも特別委員会が設置されていて、緑川堤防改修促進特別委員会あるいは釈迦院川ダム特別対策委員会、そういう委員会の中で、緑川ダムに対してそういう選択取水設備の設置を、毎年だったかと思っておりますけれども、要望をやっていた時期もございました。そういう要望活動等も実りまして、選択取水施設の整備については平成14年に設置をされて、現在に至っております。

その後ですね、私も平成19年、就任させていただいて、直接緑川ダムのほうにも出向いでですね、現在の状況と、それから水質の濁りの解消に向けての取り組みの資料等もいただきながら、ダムの選択取水の効果ですね、説明していただいた経緯もあります。それから、平成26年においては、緑川河川環境懇談会を設置させていただいて、この中では緑川流域の首長のほか、熊本河川国道事務所、緑川ダムの管理所長、道路局の河川課、上益城振興局、それと県の企業局ですね、そういった関連団体の代表者の方にも出席をいただいて、緑川における河川環境の現状と課題について議論した経緯もあります。

当時、説明していただいた中では、放水口の水質は、環境基準についてはおおむね基準を達成しているということでもありましたし、それとアオコですね、ダム湖の中に発生するアオコ、この対策として、平成18年からは清掃曝気槽を2基設置したということで、アオコの発生を抑制しているんだよというような説明を受けております。

いろんな説明を聞いておられますと、そういった設備が稼働することによって、それまでの期間よりも水の濁りが早く解消しているというような説明にはなっておりますけれども、議員ご指摘のとおり、近年、特に震災後の状況としては、ややそういった傾向が薄まっているような部分も見られますので、この原因については、先ほど担当課長のほうから説明した要素もかなりあるとは思いますが、ただ、これを根本的な解決となると、議員も自らおっしゃってございましたとおり、おそらく町だけの解決というのは非常に厳しいと思いま

すので、そういった影響を少しでも取り除くために、やっぱり関係機関との状況の把握をしていただいた上で、今後の対応をどうするのかということは、やはり町側としても申し上げていかなきゃならんと思っております。

それはそれとして、町独自でできることもありますので、特に合併浄化槽を普及することによって水質の改善、あるいは公共用水域の水質浄化といったことでですね、その点については、目標に掲げております数字をきちんと達成できるよう、その辺もやはりやった上で、ほかの団体等にも意見具申したほうが効果があると思えますので、それはそれとして、ともに進めていきたいというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。町長ありがとうございます。是非ですね、よろしく願います。

続きまして、3番目に行きます。

一つ目に、稲生野甲佐線の岩淵橋周辺の改良についてということでございますが、今年の12月に地域住民の方に説明会がございまして、そのときはですね、6月の梅雨までには工事が終わるといふふうにお聞きしておりました。でも梅雨がですね、入ってしましまして、その後まだ工事にも着手されておられませんけれども、そのあたりをですね、どうなっているのかについてお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

県道稲生野甲佐線、岩淵橋周辺の道路改良工事につきましては、議員おっしゃられたとおり、県におかれまして昨年12月に地元説明会が開催され、今後の予定を説明されました。その中で、県道等取り付け道路の排水処理の要望が地元からもあり、県のほうも対応できるということで、今後測量を行った後、工事着手前には再度地元へ説明するということがあったと思います。

工事の状況については、今年の3月末には契約がなされ、工事の着手までには至っていない状況ですが、近日中に地元のほうへ説明会を開催し、工事についても着手をされる予定ということをお聞きしております。なお、もう現在梅雨時期に入っておりますので、そういった地元の排水問題につきましては、応急的な対応をしていただくよう、県のほうに要望いたしまして、県のほうからも承諾をいただいております。

今回の工事の予定区間は、岩淵橋周辺の取り付け工事と町道塔ノ木城平線に接続するまでの区間約100メートルの工事となります。工事の完了予定時期が10月末日だと聞いております。その後、別途工事といたしまして、改良後にですね、また舗装工事を行うということで、供用開始については、舗装工事の完了した後ということになりますので、ここではっきり何月とはちょっと、供用開始が発注されておられませんので言えませんけれども、二、三カ月はかかるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君）　そういうことですね、近日中に地域説明をして、10月末予定に終了というか、一応予定をしているということでございますので、その説明会の中です、なぜ遅くなったのかというのは、もう県の方に問い合わせしていきたいと思いますので、この件に関しては以上で終わります。

続きまして、田口橋についてでございますが、田口橋の今の経過については、3月定例会で本田議員のほうでご質問されておりますので、その中身についてはですね、私は聞こうとは思っておりませんが、その中で、2度の入札の不調があって、平成30年度末、来年の3月完成を目指し、精いっぱい努力していくというような答弁でございましたと思います。実際、今の進行状況的にですね、かなりおくらしているというようなことを、私、漁協の理事もしておりますので、工事担当の方が入札をされてからですね、工事説明をお聞きしますと、結構予定よりもかなりおくらしているというお話をお聞きしております。

そういうことですね、確かに3月まではですね、厳しいかなと。一、二カ月ぐらいであれば地域の方々も納得される、我慢されるのかなと思いますが、聞いているところによると、来年の、できても12月ぐらいだろうというようなお話を聞いているところでもございますので、そういうことであるならば、早目に工期が延長といいますか、遅くなるというのは、近隣ですね、特に乙女、白旗の方々には説明を早目にするべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君）　奥名町長。

○町長（奥名克美君）　じゃあ、私のほうからお答えさせていただきます。

今回、田口橋の改修ができるわけですが、これまでにいろんな関係者の皆様方にご協力をいただいて、ここまでたどり着いたということでありまして、議員各位、それから関係者の皆様方にもですね、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今回、田口橋の工事については、災害復旧、それから関連工事として実施をされます。県におかれては、平成29年2月から橋脚補強工事などに着手をして、その後、既設の上部工の撤去、橋台の再構築、そして上部工の工事を行って、平成30年度末、おっしゃるとおり平成31年の3月の完成をですね、目標に現在工事が進められている状況でございます。

しかしながら、昨年、橋台再構築工事の入札におきまして2度の入札不調が発生し、工事着手にはおくれが生じたところであります。それに伴って、今年の梅雨時期までの施工完了を予定してあった橋台再構築工事は、河川内の工事に行えない梅雨時期から台風期にかけての出水期後の施行となるため、完成予定時期にもおくれが生じる見込みとのことであります。そこで、県としましては、橋台再構築工事において、使用資材の見直しや上部工の工事と橋台再構築工事の平行作業など、工期短縮に向けた検討が重ねられているというふう聞いております。

町といたしましては、県に対しまして、引き続き田口橋の1日も早い完成を強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君）　荒田議員。

○3番（荒田 博君）　そういうことですね、町としての町長の考えを伺いましたけれども、特にですね、あそこの田口橋が使えないとですね、かなり不便というのはですね、もう近隣の方だけではなくて、ほかの方々も思われておると思いますので、早目にですね、もしわかるのであればですね、説明等をして、大体この時期になるというのはですね、周知していただいたほうが、来年3月になってですね、というようなことがないようにですね、今までの経緯、改良に当たる前の経緯はかなりの時間がかかっておりますので、そのあたりのこともあります、実際に利用される方々に関してみればですね、もうできるもんだという思いがあるのではないかと思いますので、そのあたりは十分考えてですね、そういうことはしていただければなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君）　これで、3番、荒田博議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

明日12日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会　午後2時30分

6月12日（火曜日）

平成30年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

- 1. 招集年月日 平成30年6月8日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会 6月12日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 閉会 6月12日 午後1時20分 議長宣告

1. 応招議員

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 山内 亮一 | 2番 佐野 安春 | 3番 荒田 博 |
| 4番 宮本 修治 | 5番 福田 謙二 | 6番 西坂 和洋 |
| 7番 宮川 安明 | 8番 緒方 哲哉 | 9番 本郷 昭宣 |
| 10番 渡邊 俊一 | 11番 本田 新 | 12番 中村 幸男 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 山内 亮一 | 2番 佐野 安春 | 3番 荒田 博 |
| 4番 宮本 修治 | 5番 福田 謙二 | 6番 西坂 和洋 |
| 7番 宮川 安明 | 8番 緒方 哲哉 | 9番 本郷 昭宣 |
| 10番 渡邊 俊一 | 11番 本田 新 | 12番 中村 幸男 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥名 克美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 古 閑 敦	総 務 課 長 西 坂 直
企 画 課 長 一 圓 秋 男	地 域 振 興 課 長 北 畑 公 孝
くらし安全推進室長 佐々木 善平	税 務 課 長 井 上 幸 介
住 民 生 活 課 長 本 田 克 典	総合保健福祉センター所長 井 上 美 穂
福 祉 課 長 北 野 太	農 政 課 長 岡 本 幹 春
建 設 課 長 志戸岡 弘	環 境 衛 生 課 長 橋 本 良 一

会 計 課 長	古 閑 敦	町民センター所長	中 林 健 次
教 育 長	蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一
社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直	代 表 監 査 委 員	本 田 進

1. 開会 6月12日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第29号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第30号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第31号 訴えの提起について
- 日程第4 議案第32号 町道の路線認定について
- 日程第5 議案第33号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第34号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 発議第2号 甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第29号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議案第29号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第29号についてご説明申し上げます。

議案第29号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

平成30年6月8日提出。町長名です。

提案理由につきましては、団員数の減少に伴い、消防組織法第19条第2項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。第2条中、483人を460人に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

今回の改正につきましては、毎年お願いをしております消防団員の4月1日付での実員数にあわせた定員の改正になっております。今年度におきましては、昨年と比較いたしまして23名の減少というふうになっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。23人減ったということでございますけれども、年齢がですよ、一番高い人で、消防団員、何歳ぐらいの方がおられますか。教えていただけないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 年齢構成につきましては、詳しくはちょっと手元に持ち合

わせておりませんので、後ほど資料を提出したいと思います。よろしいでしょうか。

○5番（福田謙二君） はい。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 私もちよっと参考までお聞かせください。

分団を統合したということは、やっぱり団員の減少等々によるものだと理解しておりますが、将来にわたって団員が少なくなっていくんじゃないかなという思いがありますけど、その辺はどういうふうに判断されていますか。少なくはなると思うんですよね、どれくらい少なくなるか。まず、わかれば。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 今後の消防団員数の推移についてということでございますが、推移については、予想としてはちょっと持ち合わせておりませんが、今回の消防団の再編につきましては、小規模の部、10人を下回るような部が幾つかの部であったということで、その部を、単純に部と部を統合した場合では団員数の確保にはならないんじゃないかなということで、その部自体はですね、そのまま存続をして分団を統合することによりまして、その分団内で小規模な部に対するフォローといいますか、協力をやったところで、消防団活動を円滑に進めていこうというようなことで考えたところでの再編になっているということです。

今後につきましても、少ない部については、勧誘等も行いまして団員の確保には努めるというふうには消防団本部のほうでも話し合われてはおるところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 私も総務課長がおっしゃったように、小規模のとこね、団員の勧誘して本部会議で云々という話だけど、いればいいけど、おそらくないんじゃないかなというふうに思うんですよね。そういうとき、やはり地元に住られたり、先ほど福田議員もおっしゃっていたけど、OBの方ちゅうかな、自営消防的などころの考え方を持ったほうがいいんじゃないかなという思いがあるんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 現役消防団員については、先ほど答弁しましたように、新しく勧誘等を行っていくと。その後、消防団を退職された方々についても、幾つかの地区ではですね、OB会というような形でも活動されておりますし、またそれを補完する上でも自主防災組織あたりの結成もですね、されているようでございますので、そこら辺でカバーをしていくなればというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） そのカバーしていくというような話、それは結構ですけども、そうなるのですよ、これ、以前から何回か出たかもしれんけど、まず消火活動なり何なりされて、そのとき消防団員だったら何か身分の補償ちゅうかな、保険とかそういうところ

をちゃんとしてあるけれども、そういう人が出た場合は、そういうのが今の現状ではないと思うんですね。ないんじゃないですかと。ないと思いますけど。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 消火活動とかですね、救急活動においての一般住民の方々が協力をされたときの補償ということでございますが、基本的に初期消火の場合ですと、消防署とか職員の方とか消防団員が着くまでの間には、そういう初期消火に一般住民の方が当たられると思います。そういうときにはですね、今回定員の定数を改正しているんですが、消防補償等組合負担金というのがございまして、その中で、消防団員はもちろんでございますが、そういう初期消火に当たられた一般住民の方がもし事故等をされた場合にも補償をするというなことはなっております。

ただし、初期消火をされた後、消防職員とか消防団員が来られたときには、速やかにその作業については、そういう職員とか団員に移譲するというなことでなっております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番。昨日、3番議員からですね、震災に強いまちづくりというふうなですね、一般質問の中でですね、これとは関係が少しあるというような思いでお尋ねしますが。参考のためですよ。

平成30年度の甲佐町の消防団の通常点検並びに消防大会の出動人員。それとですね、2点目が、今日の新聞にもちょっと載ってございましたけど、昼間の火災あたりの甲佐町消防団の出動率、人員等は調べてあるか、その2点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 今年3月の消防点検の出動人員ということでございますが、実際参加をされた人員数については367名、率で申しますと76.09%の出動率というふうになっております。

火災の場合の出動人員ということでございますが、昨年度におきましては火災が発生しておりませんので、ちょっとそれも手元にはございません。一番最近でと申しますと、昨年の1月に緑町であったときの火災ではないかなというふうに思います。そのときの人数についてちょっと手元にはございませんので、それも後ほどご報告したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） いやいや、私が、2点目はですよ、昼間の火災についてですね、調査してないんだっただけですよ、今後、やはり区長さんあたりの協力を得てですね、これもやっぱり震災の強いまちづくりの一つじゃないか、火災だけでなくしてですね、地震は、災害はいつあるかわからんとですよ。だから、そういう調査もしておく必要はないかという思いでお尋ねしとるわけですので。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 先ほどの答弁は失礼いたしました。

昼間の火災についても、最近の昼間の火災というのもございせんので、それも含めてですね、調査をした上でご報告したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。今ですね、各議員からの質問がありました、これからの減少傾向についてはですね、予測は難しいということでしたが、これまでの減少傾向というのは記録として残っていると思うんですが、例えばこの10年間でですね、どれだけ減少してきたかというふうなことがわかればですね、報告をいただきたいと思えます。

やはり消防団の情報についてはですね、毎年のように団員数の減少ということが条例の改正ということで私たちに示されますが、やはり全国的に見ればですね、女性とか若い人、例えば学生とかですね、そういった今まで消防団の組織としてですね、入らなかった方も含めてですね、組織を増やしていく傾向もありますし、やはり全体としてですね、防災・消防のかなめである消防団のですね、存在を維持発展させるというか、そういった面で考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 過去の減少数についてはですね、減少しているのは事実でございまして、その具体的な数字については後ほど報告したいと思います。

それと、そういう団員の減少傾向に対応するとか、昼間火災に対応するというような意味ではですね、特に昼間火災に対する備えとしてですね、以前から町役場職員の、特に町外からの職員について、役場分団というなことでですね、結成をいたしまして、それに昼間の火災には当たってもらおうと。

地元の職員については、当然、地元の消防団員のほうに入っておりますので、そちらのほうで活動してもらおうというようなことで対応をしているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第29号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今の説明にありましたように、消防団員の実数に依じての条例の制定でございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第29号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第30号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第30号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは、議案第30号についてご説明させていただきます。

議案第30号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものでございます。

平成30年6月8日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、本条例を制定する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

制定条例になります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

今回の条例につきましては、まず第1条、1ページになりますけれども、第1条で甲佐町工場等設置奨励条例の一部改正、1ページの中段になりますけれども、第2条で甲佐町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正。

2ページをお願いします。

第3条で甲佐町税特別措置条例の一部改正を行っております。改正につきましては、資料として添付しております新旧対照表により説明させてもらってよろしいでしょうか。

それでは、新旧対照表の1ページ目をお願いします。

これは1条による改正といたしまして、甲佐町工場等設置奨励条例の一部改正となります。左が現行で、右が改正案となっております。

第2条、定義におきまして、「日本標準産業分類に掲げる製造業の用に供する施設及び規則で定める事業の用に供する施設をいう」を「事業の用に供する施設又は設備をいう」

に改めることとしております。

第3条の工場等の指定、第2号につきまして「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第9条1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第2項第1号」に、「第20条」を「第25条」に、「第3条」を「第2条」に改めることとしております。

2ページをお願いいたします。

第2条で改正しておりますのが、甲佐町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正となっております。

まず、題名のほうを現行の条例名を改正といたしまして、「甲佐町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」に改めております。

第1条、趣旨といたしまして、改正前の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化の法律第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項」に改めることとしております。

3ページをお願いします。

3条での改正といたしまして、甲佐町税特別措置条例の一部改正となっております。別表につきまして、適用工場等の区分、税率についての改正はございません。

まず、適用工場の区分第1号該当工事等につきまして、固定資産の種類ですけれども、現行といたしましては法律番号が入っておりませんので、法律番号を追加させていただいております。

第2号の該当工事等で、固定資産の種類を「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の適用を受ける固定資産」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の適用を受ける固定資産」ということで改めさせていただくこととしております。

条例のほうに戻っていただければよろしいでしょうか。

条例の2ページになりますけれども、附則で施行期日を、第1項、この条例は公布の日から施行し、平成29年9月29日から適用する。

経過措置といたしまして、第2項で、この条例中第1条の規定による改正後の甲佐町工場等設置奨励条例の施行の日の前日において、現に改正前の第3条第1項第2号の規定に基づく適用工場等については、なお、従前の例によることとしております。

今回の法律の改正につきましては、旧法につきましてが製造業に対する特例措置等が定められた法律でございました。今回、その法律の一部改正によりまして、特例特別措置を受ける業種といたしまして、非製造業まで含まれるというところでの特別措置がなされるという法律改正がございましたので、今回本町における関係する条例等の整備を行わせていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 直接この議案には関係ありませんけれども、昨日もちょっと一番最後のほうに私の一般質問で申しましたが、現在、甲佐町に企業立地というようなお話等は来てるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 現在の企業誘致のお問合せといたしますか、進出を希望されるというお話ですね。現在、数件ほどございますけれども、これからちょっと具体的なお話をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 昨日も申しましたけれどもですね、御船にはコストコ、これはインターの近くに11ヘクタールということで、確か2021年をめどにということでございますが、嘉島ですね。嘉島におきましても東部台地で大規模な住宅開発をされるということを知っておりますが、どれぐらいの面積で何区画ぐらい計画されているか、参考までにお聞かせ願えませんか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（一圓秋男君） 今のご質問でございますけれども、区画数等につきましてはですね、私の個人的にちょっと聞いた話では、700戸ぐらいという話を聞いておりましたけれども、正確にはわかりませんので後ほど報告させていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 正確にはわからないということですが、井寺のほうにできるということですね。私も、これは企画課長が今おっしゃったように700というようなことですが、私が聞いたところによると900だそうでございます。それで70ヘクタールぐらいだということですね。

何を言いたいかという、昨日から言っていますけど、やはり甲佐町が生き残るために人口増対策をしなくちゃならんとか言うけれども、全て、それじゃあ、結局は嘉島のほうが埋まった後にしか甲佐には来んんじゃないかと。だから何か手を打たなくちゃいかんよっていうようなことを申し上げたつもりなんです。

ですからね、企画課長、あなた4月になったばかりなんだけど、せめてね、嘉島、御船、益城郡内でやってるこういう事業については、ちゃんと把握してやってくださいよ。そこ

が足りないんじゃないですか。そういうとこまで、昨日から言うように、町長が気をつかってされない問題じゃないでしょう。それは副町長でもあり教育長でもあり総務課長でもあり、全ての課がそういうことがあるんじゃないかなという気持ちが私はしてるんですよ。是非ね、もうちょっと関心を持ってよ、危機感を持ってよ、そうでしょう。もう発表されていることですよ、これは嘉島は。全課長さん方にもこういうことはそれぞれの課であると思うよ。自分の課にあることは一步踏み出してみてよ。

昨日言ったように、農政課だったら麦の価格が幾らだとか、建設課だったら町道の名前ぐらい覚えさせなさいよ。そういうことを是非お願いしたいと。

副町長、今の企画課長の答弁に対して何かあれば、あなたからまとめてください。

○議長（緒方哲哉君） 師富副町長。

○副町長（師富省三君） 宮川議員ご指摘のとおりですね、近隣の開発の状況とか、そういうことについては関心を持って把握して、我が町がどうするかということですね、将来像を描いていくというのがあるべき姿かなと思って、今、反省をしております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか、質疑。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。条文のところで1ページ目です。

全部は読みませんが、第2条の「製造業に用する施設及び規則」というところと、改正案では「事業の用に供する施設又は設備」とありますが、具体的にどういった業種まで適用されるのか、わかりましたら教えてもらいたと思います。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） まず、改正の条例につきましては、以前の条例につきましては、主に製造業という形で特別措置法がなされておりましたのでこういった表記になっておまして、今回は事業の用に供する施設または設備ということで、広い産業で適用になるということで条文のほうを変えさせていただいております。

個別具体的にどのような業種になるかということですが、本法律の適用を受けるにつきましては、まず自治体の計画がございます。本町は熊本県と全市町村で計画をつくっております、これにつきましては、地域未来投資促進基本計画というものをつくっております。

この中で、地域の特性の活用ということで8項目の産業分類をしておりますが、ほぼほぼ全ての産業に対してですね、この適用が受けるような計画となっております。農業もございまして、観光もございまして、スポーツもございまして、もちろん製造業もございまして、実際に適用になる、ならないにつきましてはですね、個別具体的な事業者さんの計画等と照らし合わせてですね、町の計画、県の計画と照らし合わせてですね、適用になる、ならないというふうになります。

ただ、今回のこの適用につきましては、以前もそうでしたけれども、新たな投資額が2,000万円以上と、あと先進性が必要になります、設備に関しては。ただ、熊本県におきましては熊本地震がございましたので、今のところ、その先進性については要件が緩和さ

れております。

それと、投資額2,000万円以上とお答えしましたけれども、かつ前年度の減価償却費の10%を超える投資額というふうになっております。あと、対象事業の売上高の伸び率ということも審査の項目に入りますので、各事業者さんに地域経済牽引事業計画というのを提出していただきまして、それを審査した上での適用ということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） これは1次産業、2次産業、3次産業合わせた業種、全部に適用されるのですね。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 計画的には全分野ということで、農林水産分野もごさいますし、あとインターネットや観光施設、サービス業、全て含まれますけれども、県の計画と事業者さんが提出される計画に照らし合わせて適用になるということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 議案第30号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、先ほども申しましたように、事業全般にというような感じでありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第30号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第31号 訴えの提起について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第31号「訴えの提起について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 議案第31号、訴えの提起についてご説明申し上げます。

議案第31号、訴えの提起について。町有地の所有権移転登記手続請求について、訴えを次のとおり提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、当事者。

原告、甲佐町。

被告、（1）住所不明、氏名、被相続人。被相続人の方が複数おられますが、氏名につきましてルビがありませんので、通常読むだろうという読み方で読まさせていただきます。被相続人、■■■■の全法定相続人。（2）住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、被相続人、■■■■の全法定相続人。（3）住所、熊本市■■■■■■■■、氏名、被相続人、■■■■の全法定相続人。（4）住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、被相続人、■■■■の全法定相続人。（5）住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、被相続人、■■■■の全法定相続人。（6）住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、被相続人、■■■■の全法定相続人。（7）住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、被相続人、■■■■の全法定相続人。

2、事件名。所有権移転登記手続請求事件です。

3、事件の内容。下記の土地を昭和48年9月日不詳から今日まで、平穏かつ公然と所有の意志を持って占有しているが、不動産登記簿上には被告自身の所有権が登記されているため、昭和48年9月日不詳、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

土地の所在等です。甲佐町大字田口字保木の上3998番、墓地。地積、856平方メートル。登記名義人、■■■■。

次に、甲佐町大字田口字休場4242番、地目、墓地。地積、433平方メートル。この土地につきましては、持分登記となっております。■■■■持分11分の1、■■■■持分11分の1でございます。

次に、甲佐町大字田口字休場4263番12、地目、山林。地積、132平方メートル。■■■■。これも持分登記で2分の1の持ち分となっております。

甲佐町大字田口字休場4263番16、地目、山林。地積、188平方メートル。登記名義人、■■■■。

甲佐町大字田口字休場4263番21、地目、山林。地積、99平方メートル。■■■■。これにつきましても、持分登記で2分の1の持ち分となっております。

甲佐町大字田口字休場4267番3、地目、山林。地積、76平方メートル。登記名義人、■■■■。

甲佐町大字田口字休場4267番19、地目、山林。地積、72平方メートル。登記名義人、■■■■。

甲佐町大字田口字休場4267番21、地目、山林。地積、69平方メートル。登記名義人、■■■■。

■■。

最後に、甲佐町大字田口字休場4267番30、地目、山林。地積、69平方メートル。登記名義人、■■■■。これにつきましても、持分登記で2分の1の持ち分となっております。合計9筆でございます。

4、請求の要旨。被告らは原告に対し、上記の土地については、昭和48年9月日不詳、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を求めるものでございます。

5、事件に関する取り扱い及び方針。（1）必要に応じ弁護士、司法書士を訴訟代理人と定める。（2）第一審判決の結果必要がある場合は上訴する。

平成30年6月8日提出。甲佐町長名でございます。

提案理由でございます。甲佐町大字田口字保木の上及び甲佐町大字田口字休場に所在する町有地、この町有地につきましてはグリーンセンター用地でございます。この町有地について自己取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

あと1枚、参考資料として周辺の字図をつけております。大字田口字休場、左側が休場で右側が保木の上となっております。

字を書いておりますところが、筆界未定の土地ということになっております。休場のほうで76筆、台帳面積としましては9,698平方メートル。この76筆のうち個人名義が8筆の6名、今回の訴えの提起の対象としまして、その8筆6名の方。右側保木の上につきましては、43筆が筆界未定となっております。台帳面積としましては、1万1,868平方メートル。うち個人名義が2筆の2名おられますが、今回の訴えの提起の対象としておりますのは1筆の1名でございます。

残りの1筆1名の個人名義につきましては、相続人の方が甲佐町に在住されておられまして、まだ存続登記をされておられません。相続人の方にご相談に行きまして、相続登記をそろそろしようと思っているということで、亡くなられてもう10年ぐらいたっておりますので、相続登記をした後に町のほうへ寄附するというところで話ができているため、今回の訴えの対象とはしていないところでございます。

議案第31号については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。訴えの提起について何か質疑はありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 48年9月からということで、これはグリーンセンターができたときかな。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 48年9月といいますのは、グリーンセンターの起工式を行ったのが48年9月です。実際に竣工しましたのは翌年度、49年度ということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 非常に古い話で、私も余り記憶的にはあれだけど、どういうことでそのときできなかったのかとか、少しわかればということ。なかなか昔のことだからわからんだろうけども、どういういきさつでこういうふうになっているかだけでも、わかる範囲で答えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 結論から申しますと、どうしてこういう状態になったのかというのは不明ではございますが、当時担当されておられたであろうという方で、まだ生きておられる方が、初期の方がおりますので、お話を聞きに行ったんですが、自分が担当しているときにはもう工事が始まる時期で、用地交渉については全て終わっているというふうに自分は思っていたと。

このときの土地の移動が、土地開発公社で一旦先行取得して町へ移行していると。土地開発公社の担当の方が、その当時担当されておられた方がもうお亡くなりになられておられますので、土地開発公社の交渉の件はちょっとはっきりわかりませんが、林業構造改善事業、このグリーンセンターをつくりました事業の担当の方は、用地交渉についてはもう全て終わっているということで理解していたというお話は聞いているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） わかりました。わかりましたちゅうか、そういうことでしょう。

今回こういう形になったのは、結局、復興住宅の関連でこうなったと思うけど、そういうことで間違いないですね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 復興住宅の建設を行うということもありますし、グリーンセンターの再建も行います。筆界未定でその土地が本当に甲佐町の土地なのかというようなこともありますので、時効取得をして甲佐町の用地という確定をした上で、復興住宅もグリーンセンターの再建も進めておりますが、並行して土地のほうについても確定を行いたいということで今回議案を提出しているものでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。法定相続人というのが複数おられると思いますが、全部で大体何名ぐらいおられますか。7件の案件の中で。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 法定相続人が何名おられるかというのは、今から調査を行うことになります。実際につきましては、2ページに事件に関する取り扱い及び方針ということで、司法書士の方に間に入っていていただいて処理は進めたいというふうに考えております。

法定相続人の全数については、現時点ではまだ未確定と、不明ということでございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） これは計算しますと、約44年ぐらい前になりますので、その中で44年もたてば、子どもが一人、ずっと一人生まるればよごございますが、子どもが複数おった場合、そのまた子どもあたりまで所有権登記するには必要かと思えます。

今後、大変だと思えますが、現在、実際に町が所有しているのですので、それも期間が結構かかると思えますが、精いっぱい、現在は町の財産ですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第31号、訴えの提起についてでございますが、今までいろいろご質問をしておられました。本当にこれからの町の発展にもつながることでございますので、この件につきましては、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第31号「訴えの提起について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 町道の路線認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第32号「町道の路線認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

議案第32号、町道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定するものでございます。

平成30年6月8日提出。町長名でございます。

路線名、船津上早川線。起点から終点、甲佐町大字船津字中原から甲佐町大字上早川字井尻。重要な経過地、甲佐大橋。

提案理由につきましては、町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページに、町道認定の概要についての説明資料を添付しております。

説明資料に基づきまして説明したいと思います。

今回新たに町道として提案します船津上早川線は、延長が5,157メートルで幅員が7メートルです。起点は丸印のついた農免農道の乙女大沢水線の拡大図で示しております、船津の山口地区から、終点は広域農道の上早川地区と御船町との町境の三角印までとなっております。

農免農道の乙女大沢水線は、美里町との町境から県道今吉野甲佐線までの区間でありませんが、今回の認定につきましては、平成23年3月に熊本県から財産譲与を受けた1期工事の区間を行います。船津山口地区から県道今吉野甲佐線までが認定区間となり、延長は1,489メートルであります。

また、広域農道につきましては、県道今吉野甲佐線から御船町との町境までの区間で、延長は3,668メートルです。このうち甲佐大橋が534メートルであります。

平成16年3月に、熊本県から甲佐町に財産譲与を受けております。

本路線につきましては、現在、町が農道として管理をしておりますが、大型車両の通行も多く、美里町から益城町までを結ぶ幹線道路となっており、農作物の輸送路としても利用されていますが、現状では地域住民の生活に直結した道路でもあり、隣接する町を結ぶ町道としての役割を果たしている路線でもあります。熊本地震直後からは、通行規制がなされた田口橋、乙女橋の迂回路として利用されており、大型車両の通行もさらに多くなっております。

今後、町道として管理していくことで、日ごろの維持管理や各種道路事業に取り組むことが容易になっていくために、今後、町道として認定をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。緑川にかかりますこの甲佐大橋ですね、これも町道だったら町が管理するわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道になった場合には、町で管理をいたします。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。ということは、この橋自体も、上の道路だけでなく橋もですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 橋の管理については、建設課長のほうからありましたとおり町のほうで管理すると。

現在、この甲佐大橋につきましては広域農道として整備を行い、町のほうに財産としてもらっておりますので、現在においても町で管理する橋ということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 広域農道を町道にするということだから、それはそれでわかるけど、やっぱりそのほうが管理しやすいとか、何がどう違うのかな。農道と町道、町道にした場合は、こういうところがこういうふうにできるんですよ、農道だったらそうはできないんですよというようなことがあると思うけど、全く無知だから申しわけないけれども、その辺あれば聞かせていただけたら助かります。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道にした場合ですね、道路を今後、維持管理していく上でも、舗装の打ちかえですとか、そういった事業に取り組みやすいという点と、また、同じ道路を管理する上で、交付税措置あたりの、農道にもありますけれども町道もそういった措置がございます。町道のほうが有利な方向で交付税措置がなされるということで、町道のほうが町にとっては有利ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 町道はそのほうがいいということで、もちろんわかりました。あと、もう一つ。美里、それから御船、益城、甲佐はそうだけど、ほかのとも足並みをそろえていくように考えているんですな。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） まず、農道の町道認定につきましては、各町がどういうふうにするかということは主体的に考えていくというところでございますが、まず美里町ですが、同じ乙女大沢水線の農道整備を行ったわけですが、美里地内につきましては、財産譲与を受けた後、1年か2年した後に、現在、町道に認定されているということでございます。

益城町と御船町、広域農道のほうですが、甲佐のほうで、一応、町道認定をしようという方針が固まりましたときに、甲佐町では町道認定を次の議会で上げる予定ですということで、御船町と益城町の農政担当課長さんにはお話をしております。

担当課長のレベル、そのときの話ですと、御船町、益城町さんも、じゃあ、そろそろうちもしたいなというような感触ではございました。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） そういうことですね、それじゃあ、あそこの買収できてない土地、狭いところ、住所とか何かわからんけれども。わかるでしょう、あの狭いところ。非常に利用するのに。今までいろいろ頑張って用地交渉してこられたと思うけど、町道にもなるということであれば、やはりもう一回きちっとしきり直しをして、お願いをしてというふうにやっていくべきじゃないかなと思いますけど、どうでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 広域農道と町道での境で一部用地ができていない部分がございます。現在、地権者との協議もですね、継続的に進めておりますので、今後も協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。議案第32号、町道の路線認定についてでございますが、ただいま担当課長の説明により、町道認定したほうが町としての管理がしやすいということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第32号「町道の路線認定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時10分から始めたいと思います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁の中で、企画課のほうから答弁の申し出がっております。これを許します。

企画課長。

○企画課長（一圓秋男君） 先ほど宮川議員のほうから、嘉島町の事業の取り組みについてご質問がありまして、その件についてご報告させていただきたいと思います。

嘉島町のほうでは、現在、嘉島東部台地土地区画整理事業ということで事業を行っておられまして、平成26年5月に知事認可がおりて事業実施されておられます。

区画整理事業として約70.8ヘクタール。また、区画としましては約900区画の区画整理事業を行われるようになっております。今、新聞報道では1,000区画というふうな形で報道はなされておりますけれども、正式に確認いたしましたところ、900区画ということでございました。

ご報告申し上げます。

日程第5 議案第33号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） それでは日程第5、議案第33号「平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）でございます。

次のページ、1ページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,651万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,861万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

平成30年6月8日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。まず歳入です。

款14国庫支出金から1億6,460万5,000円を減額し、17億1,164万円としております。2の国庫補助金です。

款18繰入金から110万8,000円を減額し、4億2,061万円としております。1の基金繰入金です。

款21町債から1億3,080万円を減額し、15億5,790万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額84億3,512万4,000円から2億9,651万3,000円を減額し、81億3,861万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款3民生費に943万6,000円を追加し、21億5,191万円としております。1の社会福祉費です。

款5農林水産業費に300万円を追加し、2億1,735万5,000円としております。2の林業費です。

款7土木費から1億2,416万円を減額し、16億6,320万4,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋りょう費、4の住宅費です。

款8消防費に21万1,000円を追加し、2億7,854万1,000円としております。1の消防費

です。

款9教育費から1億8,500万円を減額し、8億3,231万4,000円としております。5の保健体育費です。

歳出合計、補正前の額84億3,512万4,000円から2億9,651万3,000円を減額し、81億3,861万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。1の追加です。

事項が、子育て支援住宅建築事業。期間は平成31年度です。限度額が1億1,854万円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

1、変更です。説明は、起債の目的、それと補正額、それと補正後の限度額で説明をさせていただきます。

過疎対策事業債から5,710万円を減額し、6億1,770万円としております。公営住宅建設事業債から7,370万円を減額し、5億1,010万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。まず最初に、歳出全部について質疑をお願いします。9ページから11ページです。9ページから11ページ、歳出全部についての質疑をお願いします。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 1番。9ページの上のほうですけれども、老人福祉費ということで、乙女高齢者福祉センター新築工事の予算が上がっております。現在の状況と、これからのスケジュールとか、そういったところについてお伺いします。

それと、先日、説明会があっていると聞いておりますけれども、その説明会の中でどのような意見が出たのかということまでお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、乙女高齢者福祉センターの状況についてということでご説明申し上げます。

まず、今回、補正予算で計上させていただいている理由について説明したいと思います。

乙女高齢者福祉センターの建設計画については、さきの3月議会において、造成、本体工事、外構工事などに係る予算をご議決いただいているところでございます。

昨年度にいたしました実施設計が3月末に完了しましたところで、当初予算では工事請負費、本体工事及び外構工事費などを8,750万円としておりましたが、結果としまして9,482万2,000円、これは本体と外構工事の分でございますけれども、その分がかかる見込みとなりまして、結果的に732万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

増額となった理由につきましては、まず本体工事については、建物の形状を当初はほぼ

正方形のような形状でございましたけれども、敷地の形状や光の取り入れなどを考慮した結果、鍵型のほうに変更しております。それによる基礎工事等の増加や、また、空調等の改善のため、建具の数を増やしております。また、床組については、耐震性やクッション性の向上を図るために、木材から金属性に変更したことによる増加が主な理由でございます。

外構工事につきましては、フェンスに係る単価の増加及び学校部分との出入り口の追加や舗装部分の追加等による増加が主な理由となっております。

それと、管理委託料のほうも93万4,000円増額しておりますけれども、これにつきましては当初予算よりも工事費の増加に伴い545万円から638万4,000円の見込みとなり、93万4,000円を増額補正としているところでございます。

それと、今の設計の状況でございますけれども、まず敷地面積につきましては、今の乙女小学校内のまつやまでございますけれども1,015.6平米となっております。

それと建物につきましては、木造のガルバリウムぶきの平屋建てということで、面積としましては245平米、約74坪という状況です。

中身につきましては、まず玄関から入りましてホールが約25畳、ホールの中にカウンターで事務スペース、それと多目的室が36畳、これは畳敷きでございます。それとつながる形でフローリングの15畳の研修室を設けております。そのほか、厨房、倉庫、男女トイレ、それと多目的トイレと、ほかの同一施設にはない男女シャワー室を設けております。

今後の計画につきましては、今、造成工事を契約中でございます、造成工事については、8月末までを工期としております。

学校側との打ち合わせをした結果、夏休みに入ったらすぐ着工しまして、その後、造成が8月いっぱいまで終わる予定でございますので、その中でまた新たに本体及び外構工事の入札、契約をしまして、年度内に終わらせる予定としております。

それとあわせて必要な備品及び調度品を購入しまして、スムーズにいけば平成31年度には開設というような予定としております。

最後に、地元への説明ということでございますけれども、地元への説明はですね、まず昨年度、29年度の乙女地区社協の総会において、まつやまという場所につくりますということで同意をいただいているところでございます。今年度、平成30年度の乙女地区社協の総会が6月7日に開催されております。その中では、区長会、老人クラブ、民生委員、地域福祉推進委員、それと子ども会育成会、それと来賓につきましては、私と社会福祉係長の田上、それと乙女小学校の教頭先生ですね、それと町の社会福祉協議会の事務局長の村上事務局長、3人が出席しております。その中で計画の説明をいたしまして、皆さんのご賛同をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） そこでこの高齢者福祉センターの名称もですね、「まつやま」というような名前が挙がっているということですけど、それは町のほうからの提案でしょ

うか、地元からというか、皆さんの総意でされたんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） その今回の乙女地区社協の総会の中でですね、皆さんにお諮りしたということでございますけれども、愛称について、あったほうがですね、乙女高齢者福祉センターというような名前で行くよりも、何か愛称があったほうがいいだろうということで、まつやまという、今、山の形状をしておりますけれども、形状も造成されてなくなると。そこはもう建物と駐車場になってしまうということですので、その名前を残したらどうかというのは町側からの提案でございました。

その施設の名称をですね、「まつやま」と平仮名でですね、まつやま塾というのがありますけれども、「まつやま」というような形で愛称をつけたらどうでしょうかということでお諮りしましたところ、皆さん全員のご賛同を得たという状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。10ページです、10ページの款7 土木費ですね。

減額の補正額が1億5,386万円、子育て支援住宅建築工事とそれから11ページの款9、この補正額の減額も1億8,500万、安津橋総合運動公園整備工事とありますけど、この減額の説明をしてもらいます。

その前にですね、議会が先週の金曜日、8日に始まって、その次の日に熊日新聞でですね、議会の内容が載っておりました。この新聞も読まれた方はわかるかと思います。ちょっとそれも、ちょっと私が読んでみます。

町村議会の開会ということですね、甲佐町2億9,651万円を減額して、総額81億3,861万円とする。18年度一般会計補正予算など13議案（予算2、条例2、人事1、その他8）を上程、人事などの7議案を同意、承認したとあります。その後、主な補正は、町道船津上早川線の改良工事2,650万円など、国の社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴い、子育て支援住宅建築費1億5,386万円、安津橋総合運動公園整備費1億8,500万をそれぞれ減額したと載っております。

これですよ、これを普通の人、私たち議員もですよ、読んでみると、この後の分ですね、これは議会で承認したように載っとつとではなからうかと思うんですけども、ほかの人たちどう思いますかね。この新聞を皆さん見られたと思いますけども、どうでしょう。総務課長は、この点、熊日さんとはどのような打ち合わせをされたわけですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 熊日紙上での議会の開会状況ということでございますが、開会前に提出議案についてどういうものがあるかということで、全ての議案、報告案件を含めまして、こういう議案を出していますということで、その中で内容的にはどういうものですかということで熊日のほうから聞かれますので、それに対して答えをしていると、内容について説明したということでございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。ということは、この文面というのは言われんわけですよ、甲佐町のほうには。ということは、これを読んだらですよ、私、新聞切り抜きしてきたんですけども、読まるっと思います。これは承認したようにですね、書いてあるわけですよ。どうですかね。

コピーして皆さんのほうに一回全部配ってほしかっですよ。読んでもらって、どういうふうに受け取るかですよ。一遍、これは一回コピーしてからですよ、皆さんにもう一回読んでもらって。この中にはですね、13議案の中の7議案は同意、承認したんですよ。残りの6議案の中にこれが入っているわけですよ。でも何か、新聞見てたら、これもう承認したように感じとですよ、私は。ほかの議員さんはどうかしれんけどですよ。私だけが間違いですかね、それは。一遍、これはコピーして、ちょっと休憩してコピーして皆さんに配ってからですよ、どういうふうに思われるかですよ。でけんですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 福田議員のほうからご指摘をいただいております、今回、熊日紙のほうに、議会の開会翌日に、記事として甲佐町の議会が開会したというようなことの記事が掲載されております。

考えてみると、そのとき当日ですね、熊日の記者、支局長のほうも、この場所で傍聴席のほうから当日の模様をちゃんと見ておられましたし、その前段階においては、先ほど総務課長のほうから説明したように、今回上程する議案の内容等については、事前に新聞社のほうにお知らせをしております。

今、私も改めてですね、この記事の内容、文面を見たところですけども、確かにおっしゃるとおり、ちょっとあやふやというかな、どちらでもとられるような場面もあるかもしれませけれども、よくよく読んでみますと、前段のほうは承認した部分についてのことを書いてあると。それと後段のほうには、一般会計の補正予算の主な内容についてお知らせをしてあると、内容を書いてあるというふうに読み解くことができるんじゃないかと思えます。

その内容の中で、この部分とこの部分については減額してありますよという内容というふうに思いますんで、町としては、これが正解かどうかはわからないんですけども、私個人としてはそういう読み取りができるなというふうに感じたところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。執行部側はですね、まず最初はですね、13議案を上程し

たわけですよ。7議案を同意、承認した。その残りの6議案はまだ審議しとらんわけですよ。でも、その6議案の中の内容はここに書いてあるってことですよ、でも、これは私も読んでですよ、もしも普通の人を読んだら、これは審議して承認したようにしか思われんでしょう。どうですか、町長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） そういうふうに書いてありますけれども、だからといって我々がどうこうということには値しないと私は判断しますけども。

以上です。

○5番（福田謙二君） だから、熊日さんのほうにですね、こういうのは誤解を招くというようなことをですね、だけん一応、ここの人事の7議案は同意、承認したを書かないで、上程ということとめとった場合だったらですね、よかったかもしれないと思うとですよ。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 確かに新聞でもこういうふうなお知らせありますけれども、町のほうでは防災行政無線の中でも、その当日の承認された内容とか何かについてもお知らせをしてありますんで、このことをですね、荒立てて新聞社のほうにどうこうという気持ちはございません。

（「議長、休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。10ページの負担金の減額ですね、補正額の1億5,386万円の子育て支援住宅建築工事の請負と、それから11ページ、安津橋総合運動公園の整備工事について、この減額の、どのようになつたのか。新聞ではですね、国の社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴いということでございますので。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは、まず、款7の住宅費、子育て支援住宅の減額について説明させていただきます。

今、議員がおっしゃられたとおり、新聞紙上で交付金の決定により減額ということですが、本来、平成30年度当初予算といたしまして、町では子育て支援事業費総額7億32万円の予算を組ませていただいております。これに対しまして、補助金といたしまして2億5,380万円を国庫補助として財源を充当する予定としておりましたが、今回、平成30年度の社会資本整備交付金の住宅分といたしまして、国からの決定額が1億7,361万6,000円というこ

とで決定がなされております。平成30年度の事業費に関しましては、国の補助金ベースに合わせまして事業費を減額させていただいております。

全体的な総事業費といたしまして、当初予算といたしまして7億32万円組ませていただいております。そのときは、建物自体の詳細設計がまだ未了の時点での予算を組ませていただいておりますが、実施設計の成果品自体はまだ正式には上がってきておりませんが、概算事業費といたしまして、建物につきまして6億4,966万円と役務費、手数料で、建築確認等で34万、それと、あと建物の建築に伴います管理委託費といたしまして1,500万、合計いたしますと6億6,500万円が総事業費となります。

今回、平成30年度予算といたしましては、国の補助金に合わせまして事業費を5億4,646万円と、1億5,386万円減額の予算を計上させていただいております。申しわけございませんが予算書の4ページに、債務負担の補正という形で追加をお願いしております。これにつきましては、子育て支援住宅建築事業ということで、平成31年度1億1,854万円の債務負担を、今、お願いしているところです。

平成30年度の減額後の予算及び平成31年度の債務負担行為の合計額といたしまして、総事業費であります6億6,500万円という形で予算を組ませていただきたいと考えております。

平成30年度は建物を一括発注いたしまして、予算的には平成30年度の補正後の予算及び31年度の債務負担の予算を充てて事業を推進してまいりたいと思います。事業につきましては、予算的には2カ年でとり行いたいと考えております。

それと、款9の安津橋総合運動公園の減額補正についてですけれども、安津橋運動公園の予算といたしましては、平成30年度当初、5億8,500万円の予算を歳出予算の計上させていただいております。財源内訳といたしまして、補助金を2億9,250万円の予算計上をさせていただいているところです。事業費の半分が国庫補助ということになります。

今回の減額につきましても、社会資本整備交付金が当初申請よりも減ったということで、事業費の減額を行っております。今回、平成30年度事業といたしまして、国庫交付金が、補助金が決定されましたのが2億円ですので、事業費を4億円という形にいたしております。事業費の減額が1億8,500万円ということです。今回、子育て支援住宅及び安津橋の運動公園につきまして、補助金に対して事業費ベースに戻したところで減額という形をとらせていただいております。

今回、安津橋につきましては、事業費が5億8,500万から4億という形の減額になっております。事業の内訳といたしましても、当初5億8,500万円を工事費全額に予算計上させていただいておりますが、ナイター設備6基について、建設につきまして構造的に建築確認が必要ということがわかりましたので、一部を手数料といたしまして13万8,000円改めて計上させていただきまして、工事費を3億9,986万2,000円、総額の4億円という形で補正をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと課長の今の答弁に補足させていただきたいと思います。

この安津橋の総合運動公園の整備費についての内容については、今、課長が説明したとおりです。事業費の半分を国費の社会資本整備交付金、これを充当するようなことで進めるところでありますけれども、非常に近年、いつも申し上げますとおり、社交金ですね、配分率、充当率が非常に少なくなっているような状況であります。

事実、昨年度の国費の提示額としては、当初町のほうで要望しておった金額が1億1,693万円だったわけなんですけれども、これが実際的には3,460万しか補助がつかなかったという事態になっておりました。そこで、こういう状況のまま推移した場合に、果たしてこの安津橋の総合運動公園の整備ができるのか、非常に我々執行部側といたしましても不安材料が大きいわけでありますので、これは何とかしなくちゃならんという思いで、これまで県のほうとも何度か打ち合わせをしながら、それと、国交省の担当部局のほうにも実際に私も参りましてですね、予算要求、要望活動を進めてまいりました。

今年度についてはパッケージになっていますんで、カントリーパーク事業としての要望が県内でも3町村あったかと思います。もともとの要望額はもっともっと大きかったと思いますけれども、最終的にはパッケージの金額の中で2億1,500万しかつかなかったと。そのうちの2億円は甲佐町に配分してありますんで、その辺の効果については確かにあったと思っておりますし、やはりこれも継続した形の中で要望活動していかないと、非常にこれ厳しい状況に追い込まれるなという危機感を持っております。

したがって、今後におきましても、そういうことをですね、常々念頭に置いたところでの予算獲得に動きたいというふうな考えを持っておりますんで、減額は確かに今回9,250万円、国庫のほうを減額して、当然それにあわせて町の詳細のほうも減らしたところでありまして、そういった背景があるということは是非ご理解いただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 執行部側がですね、大変ご苦労なさっていること、本当に理解いたしました。

でですね、この事業は30、31、32、33、4カ年ぐらいで計画されておられるかと思えます。その中で、実際、34年3月ですかね、33年度の年度末というのは。大体、その進捗として、実際その時期にでき上がるものかどうかでしょうか。今のこういう減額になったから。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 我々の思いとしては、当然、計画に則った完成年度を目指して頑張っていくこととなります。ただ、申し上げておりますとおり、先ほども説明いたしましたけれども、そういう国の補助が非常に厳しくなっている状況にはあるということを是非ご理解ください。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。この安津橋の総合運動公園ですけれども、一応4カ年で

するよう、予定ですけれども、そのほかに何か支障になるような問題はないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（奥名克美君） これまでかわまちづくりの協議会の中でも、いろいろな問題点とか、それからレイアウトについてとか、いろいろ協議をしていただいて現在のような完成予想図あたりもできているかと思えます。

また、一つだけちょっとの気がかりなのか、グラウンド側に入っていくときに、ちょっと迂回——急カーブで入るような形にもなりますんで、その辺が若干心配というのと、大きな大会を開催する場合の車両の台数の確保。緑川スポーツフェスタにおいてもですね、やはり1,000台ぐらい車がとまっておりますんで、それだけのことを、おそらく大きな大会を開催するとなったときには想定をしておかなくちゃなりませんので、その辺の車がとめられるような確保をどういうふうにするかというのは、若干その辺の不安材料はあります。

ただ、まだそれをどうするかということについては、内部で今、まだまだ検討中でございます。

○5番（福田謙二君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。9ページから11ページです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に、歳入全部についての質疑をお願いします。

歳入全部について、8ページです。歳入について質疑をお願いします。歳入は8ページのみです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本予算全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第33号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）であります。

今回2億9,000万あたりの減額がされております。その主なものは、今、質疑の中であ

りましたとおり、子育て住宅と安津橋の運動公園ということで、この両方とも我が町にとりましては大きな目玉事業というふうに捉えられる事業であります。ただ、国の減額ということでありますので、国からの補助金の減額でありますので、それにあわせた減額であります。一日も早い、この両方の事業が完成することを願ひまして、本案に賛成したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第33号「平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

執行部から、先ほどの質問に対する答弁の申し出がっております。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時58分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 先ほど条例改正の審議の中でご質問いただきました件について、資料配付いたしまして説明を申し上げます。

まず、本年度の消防団員の年齢構成についてご説明申し上げます。

年齢が一番高い方が消防団長56歳ございまして、最年少が18歳ということで、平均年齢が33.52歳になります。各年代ごとの割合については、上のほうに円グラフで示しておりますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

それと、昼間の火災の出動率ということで、一応、過去3年間の昼間火災の状況を調べて出しております。過去3年間では1件ございまして、平成27年4月27日に、乙女の世持地区のほうで火災が発生しております。そのときの出動と団員数は86名ということで、出動率につきまちは17.3%に当たります。

それと、次のページに、消防団員の団員数の推移ということで出しております。過去10年間ということで、平成21年度の消防団員数が489名ございまして、今回が460名ということで、過去10年間では29名の減少になっているということでございまして、棒グラフを見ていただきますと、各年度での増減があっているというようなことも見てとれるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、昼食のためしばらく休憩します。午後は1時から開

会したいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第34号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議案第34号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、議案第34号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

平成30年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,322万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

平成30年6月8日提出。町長名でございます。

2 ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款4支払基金交付金から2万円を減額して、3億9,042万9,000円としております。1の支払基金交付金です。

款5国庫支出金に116万9,000円を追加して、4億501万1,000円としております。2の国庫補助金です。

款6県支出金から1万円を減額して、2億1,045万3,000円としております。3の県補助金です。

款8繰入金に118万円を追加して2億2,371万8,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款10諸収入に56万5,000円を追加して、815万7,000円としております。5の雑入です。

歳入合計。補正前の額15億2,033万6,000円に288万4,000円を追加して、15億2,322万円としております。

3 ページをお願いいたします。歳出です。

款1総務費に237万9,000円を追加して、4,047万2,000円としております。1の総務管理費です。

保険給付費は財源内訳変更により補正額は0円としております。1の介護サービス等諸費です。

款4地域支援事業費に49万1,000円を追加して、6,604万9,000円としております。1の包括的支援事業任意事業費、3の一般介護予防事業費です。

款8予備費に1万4,000円を追加して、521万8,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額15億2,033万6,000円に288万4,000円を追加して、15億2,322万円としております。

今回の補正の主なものは、介護保険法改正に伴うシステム改修費に係る補正及び認知症予防サポーター養成講座事業実施において、公益財団法人地域社会振興財団が行う長寿社会づくりソフト事業交付金を活用するための補正になっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

まず最初に、歳出全部についてお願ひします。8ページから9ページです。歳出全部について質疑をお願ひします。8ページ、9ページです。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。4ページの……。

○議長（緒方哲哉君） 8ページから9ページをお願ひします。

○6番（西坂和洋君） どうもすみません。

○議長（緒方哲哉君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に、歳入全部について質疑をお願ひします。6ページから7ページです。歳入全部について、6ページから7ページについての質疑をお願ひします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。最後に、本予算全部についての質疑をお願ひします。本予算全部についての質疑をお願ひします。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。4ページの介護保険料の件ですが、介護保険料、これは個人個人がかかる金と思いますが、昔は介護保険料は物価スライド制とかいって、その年々で値上がりしたような気がします、今はどういった基準でそれを決定しておられるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 今の西坂議員の質問は、以前も議会の場です、質問されたと思いますけれども、物価スライドというのは国民年金ですね。国民年金保険料を算定する場合に、年金機構がされる部分だと思います。介護保険料については3年ごとですね、今は第7期の介護保険の事業計画期間中になっておりますけれども、3年ごとに各市町村で設定するという事になっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第34号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、補正の主なものは介護保険システムの改修と委託料というようなことで、本案件につきましては何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第34号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第2号 甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、発議第2号「甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（福島明広君） それでは朗読いたします。

発議第2号、平成30年6月12日、甲佐町議会議長緒方哲哉様。

提出者、甲佐町議会議員本田新、甲佐町議会議員中村幸男。

甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。現行規則において、会議録に掲載しない事項に誤解を生じるおそれがあるため、本規則の一部改正を行うものである。

次のページをお願いします。

甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則。甲佐町議会会議規則の一部を次のように改正する。第116条の見出し中、「記載」を「掲載」に改め、同条中「前条」を「閲覧用」に改める。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 次に、提出者の説明を求めます。

11番、本田新議員。

○11番（本田 新君） 発議第2号についてご説明申し上げます。

今回、会議規則の改正につきましては、ただいま事務局長の朗読のとおりでございますが、別紙に新旧対照表が添付しております。

現行第116条の「前条の会議録」とありますのは、原本の会議録を指しておりますが、本来は閲覧用の会議録を意味しているものでございます。このことは、標準町村議会会議規則からの条文を部分的に抜粋したことにより、誤解を生じるおそれが明らかになりました。このため、今回見出しの字句を含めて訂正を行うものでございます。

どうか皆様方におかれましては、賢明なるご判断を賜りたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） ありがとうございます。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。質疑を伺っておりますが、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 発議第2号、甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につきましては、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、発議第2号「甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣することに決定したいと思います。なお、日程等に変更等があった場合は、議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましてはお手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更等については議長に一任とすることに決定いたしました。

日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第10「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の子の常任委員会から閉会中の継続審査の申し出があつております。

お諮りします。ただいま申し出の子の常任委員会からの申出書のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よつて、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出があつております。申出書のとおり閉会中の継続審査にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よつて、議会運営委員会からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上をもちまして本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで、会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、6月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月8日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいたしました諮問、承認、報告、条例、訴えの提起、町道の認定、平成30年度一般会計補正予算などの案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました平成30年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができるとともに、ご指摘をいただきましたことを踏まえまして、なお一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいる所存でございます。

また、今年も梅雨入りとなり、これからが本格的な大雨の季節となりますので、災害に

対し万全の態勢をもって対処していく所存でもございます。今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） それでは、本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は8日に開会、本日12日までの5日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶にたえません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げる次第でもあります。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の負託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、地震と災害からの一日も早い生活再建を第一に考え、創造的復興を加速させ、議会、町とともに全力で取り組んでまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、これからますます暑い時期を迎えます折から、皆様には切にご自愛をいただきますようお祈り申し上げ、平成30年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

閉会 午後1時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録

平 成 3 0 年 第 2 回 定 例 会

平 成 3 0 年 6 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広

作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー Tel (092) 475-1361

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上 益 城 郡 甲 佐 町 大 字 豊 内 719-4
電 話 (096) 234-1198